

## 会 議 録

会議の名称	平成 30 年度第 1 回本庄市地域福祉計画審議会
開催日時	30年5月10日(木) 午後 1 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで
開催場所	本庄市役所大会議室
出席者	広瀬伸一委員、茂木秀夫委員、種村朋文委員、卜部由美子委員、 森みどり委員、菌部光一委員、齋藤康雄委員、堀口芳嗣委員、 井上悦子委員、飯塚二三子委員、神岡豊子委員、栗原隆委員、 野本壽永委員、宮里充子委員、高橋勉委員
欠席者	金井敏委員、鈴木豊彦委員、岡芹正美委員、須藤成光委員、高橋祐介委員
事務局職員	本庄市： 地域福祉課：塩原秀一課長、五十嵐世志雄課長補佐、井田有為主事 (福) 本庄市社会福祉協議会： 駒沢三郎事務局長、茂木亮一次長 地域福祉係：関根達也係長、福島結香主任  NPO 法人日本地域福祉研究所： 秋山由美子主任研究員
議題 (次第)	別紙次第の通り
配付資料	別紙
その他特記事項	
主管課	地域福祉課

会議の経過	
発言者	発言内容・決定事項
事務局 (塩原課長)	<p>皆さんこんにちは。定刻となりましたので平成30年度第1回本庄市地域福祉計画審議会を開会させていただきます。皆さまにおかれましては、公私ともご多忙のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます、本庄市市役所地域福祉課長の塩原でございます、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに本日お配りさせていただきました資料の確認をさせていただきます。</p>
事務局 (井田主事)	<p>皆さま改めましてこんにちは。</p> <p>本庄市地域福祉課の井田と申します。当日配布をさせていただきました資料について確認をさせていただきたいと思っております。皆さまお手元の次第をご確認いただければと思っております。本日配布させていただきました次第の下部に当日配布資料1、2、3ということで記載をさせていただきました。</p> <p>まず一つ目が本日5月10日時点の本庄市地域福祉計画審議会構成委員名簿と、本庄市地域福祉活動計画策定委員会の構成委員名簿でございます。A4の1枚紙に裏表で記載をさせていただいている資料でございます。</p> <p>続きまして、事前配布資料の差し替えです。皆さまに事前に配布させていただきましたスケジュール表に加筆修正いたしましたものを本日配布させていただいております。本日の議事の中で差し替え部分についてはご説明をさせていただきたいと思っております。</p> <p>最後に、追加配布資料(冊子)ということで、左上がホッチキス留めされている資料も配布をさせていただきました。1ページ目に本庄市地域福祉計画庁内検討会議の委員の名簿が載っているものでございます。こちらは11ページになっておりますので、抜け、落丁等がございませんかご確認いただければと思っております。</p> <p>よろしいでしょうか？それでは資料の説明以上とさせていただきます。</p>
事務局 (塩原課長)	<p>それではお手元の次第に基づきまして、順次進めて参りたいと存じます。はじめに、広瀬会長よりごあいさつをいただきたいと思います、よろしくお願いいたします。</p>
広瀬会長	<p>はい。皆さま改めましてこんにちは。</p> <p>今日は朝からうっとうしい雨が続いたわけですが、いよいよ天気も良くなってまいりました。皆さま方におかれましては、健康にてお過ごしのこととお慶び申し上げます。</p> <p>先ほど事務局のほうから説明がありましたように、今日は30年度の地域福祉計画策定についてのスケジュール、そして論点、課題の整理などについて皆さんと議論していきたいと思っております。早いもので昨年7月から併せて5回</p>

	<p>の審議会を開催してまいりました。今回は、今年度初めての開催ということになっておりますが、今年度のスケジュールは、皆さんも目を通していただいたと思いますが、本当にタイトなスケジュールとなっております。しかし、ここで議論したことが市民福祉の向上につながるような、そういった内容を盛り込んでこの計画を策定したいと考えております。どうか皆さま方各団体の長として、忌憚のないご意見を出していただきまして、よりいいものを作りあげていただけたらと考えておりますので、どうぞ本日もご協力お願い申し上げます、簡単ではございますが、あいさつにさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。</p>
事務局 (塩原課長)	<p>ありがとうございました。それでは議事に入る前に本日の会議が成立していることをご報告いたします。本日の審議会の出席委員はまだお見えになっていない委員さんもいらっしゃいますが、現在 15 名となっておりますので、本庄市地域福祉計画審議会条例第 6 条第 3 項および、本庄市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱第 6 条第 3 項によりまして、会議が成立していることをご報告をさせていただきます。</p> <p>また、審議会委員に新しくなられた方がいらっしゃいますので、ご紹介をさせていただきます。本庄市小中学校校長会より推薦をいただいております金田佳子委員が 3 月で退職されております。新たに堀口芳嗣委員が委員となりましたので、ご紹介をさせていただきます。それではごあいさつをよろしくお願いいたします。</p>
堀口委員	<p>皆さまこんにちは。</p> <p>本庄市の公立の小中学校 14 校の今年度、校長会の会長を仰せつかっております共和小学校校長の堀口芳嗣と申します。よろしくお願いいたします。</p>
事務局 (塩原課長)	<p>ありがとうございます。また、事務局も人事異動等で職員が変わっておりますので、若干お時間をいただきまして自己紹介をさせていただきます。まず、私この 4 月から地域福祉課長ということで務めさせていただきます塩原秀一と申します。どうぞ皆さんよろしくお願いいたします。</p> <p>委員の皆さまにおかれましては昨年度からいろいろと地域福祉計画策定に向けてご尽力いただきましてありがとうございます。私のほうもこの 4 月から地域福祉課に参りまして、皆さんにいろいろご指導いただきながら、いい計画ができるように務めさせていただければと考えております。どうぞ皆さんよろしくお願いいたします。</p>
事務局 (五十嵐補佐)	<p>私は課長補佐の五十嵐世志雄と申します。1 年間皆さまと共に素晴らしい福祉計画を策定していきたいと思っております、よろしくお願いいたします。</p>
事務局 (塩原課長)	<p>井田は引き続きそのままですので、ご紹介のほうは割愛させていただきます。続いて社会福祉協議会のほうのご紹介をさせていただきます。</p>
事務局 (駒沢事務局長)	<p>皆さんこんにちは。この 4 月から本庄市社会福祉協議会の事務局長を務めさせていただきます駒沢三郎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p>

	<p>す。それからこの4月から社会福祉協議会で新たにこの地域福祉活動計画の担当になっております福島を紹介いたします。</p>
事務局 (福島主任)	<p>福島と申します、よろしくお願いいたします。</p>
事務局 (塩原課長)	<p>それでは事務局も顔ぶれが変わりましたが、1年間よろしくお願いいたします。それでは早速議事に移らせていただきます。議事につきましては、地域福祉計画審議会条例第6条第1項および、地域福祉活動計画策定委員会設置要綱第6条第1項の規定によりまして、広瀬会長に会議の議事の進行をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは市条例および、社会福祉協議会要綱の規定に基づきまして私のほうで議長としてたぐいまから議事を進行させていただきます。</p> <p>はじめに次第3の1。平成30年度のスケジュール等について、まずは事務局より説明を求めます。</p>
事務局 (井田主事)	<p>それでは事務局の井田より説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>皆さまお手元に本日配布をさせていただきましたA3版のスケジュール表、事前配布させていただいたものの差し替え版と、左上ホッチキス留めをされております冊子をご用意いただければと思います。スケジュールについてご説明をさせていただく前にこの冊子についてご説明をさせていただきます。</p> <p>まず冊子の1ページ目をご覧ください。こちらが本庄市地域福祉計画庁内検討会議委員の名簿でございます。昨年度より、基礎調査設計及びその分析等にあたりまして本庁内検討会議による協議を経て、皆さま審議会のほうに提出をさせていただいておりましたが、今年度も引き続き行政庁内に設置をしていくものでございます。</p> <p>一点、この庁内検討会議の委員についてご報告等させていただきたいと存じます。名簿のナンバーの2番目。企画財政部広報課と書かれておる箇所でございます。こちらは昨年度は企画財政部産業開発室でございましたが、平成30年4月から組織改編の影響で、産業開発室が、一部広報課と合わさりました。委員は同じ職員でございますが、所属が変更となっております。その他、網掛けされている箇所は委員の変更等がございました。</p> <p>続きまして2ページ目をご覧ください。2ページ目は第2部本庄市地域福祉活動計画の社協内のワーキンググループの名簿でございます。平成30年度は、市役所では庁内検討会議を、社協の中にはこのワーキンググループを設置をさせていただきまして、計画資料の作成を進めて参りたいと考えております。社協ワーキンググループには社会福祉協議会のそれぞれの係から、主に主査、係長等8名の職員が選任されているところでございます。その中で地域福祉活動計画の主担当ということで3名本日もここにおります、茂木、関根、福島の3人が主担当となっております。</p> <p>続きまして3ページ以降につきましては、事前に栗原委員のほうからご意見</p>

いただきましたものご紹介と、市の回答というような形になっております。

ページが前後してしまっていて大変恐縮ですが、栗原委員よりいただいたご意見が4、5ページにございますので、ご覧いただければと思います。

まず、栗原委員のご意見の一番上の部分でございます。当審議会前に開催された庁内検討委員会の会議録を審議会に提出してくださいというご意見でございます。こちらはスケジュール表のほうにも記載をさせていただいたんですが、庁内検討会議につきましては、今年度始まってからまず第1回目を4月の25日に開催をしてございます。そちらにつきましては、まだ議事録のほうの作成が完了しておりませんので、次回審議会までに皆さまの方にご提示をさせていただければと考えております。また、その次の行。その際に発言者名は記名ないしは役職名として単に委員表示は避けてください、とご要望いただいたところでございますけれども、これにつきましては大変恐縮ですが、昨年度、平成29年度に開催をした庁内検討会議の一番始めの会議の中でこの議事録氏名表示についてどうするかということで庁内検討会議のほうでもまかせていただいたところ、委員より氏名の公表は控えてほしいと要望がございまして、会議体として氏名の公表はしないという決定をいたしました。従って、単に委員、といった表示になってしまいますので、ご了承をいただければと考えております。

次に、事前配布資料の①、計画上施策化すべきテーマとその論点等というところでいただいたご意見につきまして、4ページ①(二)をご覧ください。

論点整理の資料のうち、想定される施策の例の中で(仮称)総合相談支援センター等に関する部分について、ご意見をいただきました。現在行っている相談事業を窓口別に教えてください、とご意見いただきましたので、冊子の3ページに、まず広報本庄の5月1日号のほうから市民相談の窓口について抜粋をさせていただきました。また、上記以外の、相談窓口ということで、特に福祉に関するもののうち、高齢者に関する相談、介護保険に関する相談、障害者に関する相談等々がどちらで窓口として設けているのかというところを、今回参考資料として記載をさせていただいたところでございます。なお、冊子に載っている窓口以外の、各担当課が所掌する事業に関する相談は、基本的には担当課が相談や問い合わせに対応しておりますので、そちらについては省かせていただいております。

その他、論点整理や、テーマ等に関するご意見に関しては議事の3の2でご説明させていただきたいと考えております。

最後に、6ページ以降ご覧ください。6ページからは、高崎市の中川公民館の広報誌を抜粋させていただいた資料でございます。これは、栗原委員が中川公民館から直接取り寄せていただいたものの中でも、特に分かりやすいものを事務局が選定をさせていただきました。こういった広報活動を行っている公民館もあるということを、ぜひ委員の皆さまもご承知おきいただければということで本日資料として添付をさせていただきました。私も、中川公民館の主事の方

からお話を伺ったことがあります。この公民館は、かなり力を入れて広報活動を行っている公民館で、地域でも中心的な役割を持っている公民館となっているようです。本日、会場に公民館だよりの原本を置かせていただいております。会場右後ろ側にございます、「参考」と紙を貼らせていただいているところに栗原委員のほうで取り寄せていただいた公民館だより全て置かせていただいておりますので、皆さんお時間あるときよろしければご覧いただければと存じます。

冊子についての説明は以上とさせていただきます。

続いて、スケジュールの説明をさせていただきたいと思っておりますので、A3版のスケジュール表をご用意ください。スケジュールに関しましては、多少細かい所まで掲載をさせていただきました。この4月から来年3月まで、今年度いっぱいスケジュールをおおむねここに記載をさせていただいたところがございます。すべて説明させていただくと時間がなくなってしまいますので、審議会と関係が深い部分について、簡単ではございますが説明をさせていただきます。

まず先ほどご説明をさせていただいた、庁内検討会議につきましては4月25日に第1回目を開催いたしました。また翌日、4月26日に社会福祉協議会のワーキンググループのほうを開催をしたところでございます。また5月10日、本日、第1回目の審議会開催でございます。また飛んで6月後半に、第2回目の社協内のワーキンググループと、第2回目の庁内検討会議を開催し、事務局側の骨子案については固めさせていただきたいと考えておるところでございます。ですので7月の初めに骨子(案)を確定させていただきまして、審議会の皆さまに資料として発送させていただきたいと考えております。続いて7月の半ば頃、第2回目の審議会を開催させていただきたいと思っております。本日の議事が終了いたしましたのち、こちらの日程についてまた協議をいただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

スケジュールは骨子案が第2回審議会で固まったという前提で進めさせていただいてるところでございますけれども、第2回審議会以降は、素案の作成作業を行います。具体的な施策であったり、事業について骨子に肉付けをしていく作業を事務局では進めさせていただきたいと思っております。おおむね1カ月程度その時間を取らせていただいて、8月の末、第3回目の社会福祉協議会のワーキンググループと行政内の庁内検討会議で、庁内の意見や社協内の意見を集約、検討させていただいて、改めて素案の作成に反映をさせていきたいと考えております。そこからまた少し時間を取りまして、9月の後半に、第4回目の社協内ワーキンググループと庁内検討会議を開催し、素案を作成してまいります。従って、おおむね骨子を確定してから2回の社協内のワーキンググループと庁内検討会議を経て計画素案の初稿を作成をしたいと考えております。予定では10月8日に初稿を確定し、審議会の皆さまに発送させていただきたいと思っております。素案につきましては分量等が多いことが予想されますので、できるだけ

早めに皆さまに送付をさせていただきたいと考えております。

第3回目の審議会は、予定では10月の末、22日から26日ぐらいの間で開催したいと考えております。また、事前配布資料は2週間前までを目安に配布したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。この第3回目の審議会でまずこの初稿につきましてご審議をいただきまして、修正箇所であったり、ご意見等を反映させていただいたものを、11月末に予定しております第4回目の審議会に提出いたします。

なお、この第3回目の審議会が出たご意見であったり、ご指摘等は、庁内検討会議と社協内のワーキンググループで再びもませていただきたいと考えておるところでございます。

第4回目の審議会が終わった時点で素案は確定する、というスケジュールで進めたいと思っておりますので、12月初旬には素案を確定して、12月の後半からパブリックコメントを進めたいと考えております。

なお、パブリックコメントは丸1カ月掛かりますので、1月の中旬以降、この予定では1月の20日までがパブリックコメントとしています。

パブリックコメント終了次第、庁内検討会議とまた社協内のワーキンググループの開催し、第5回目の審議会に提出をするための調整資料を作成したいと考えております。パブリックコメントを経て出てきたご意見について、どのような形で計画に反映するのか、第5回目の審議会のほうで議論をいただきたいと存じますが、併せて、この第5回目の審議会に合わせて答申の作成をしていただきたいと考えておるところでございます。

審議会より答申いただいたものを、庁議に付議させていただいて、最終的な計画の策定とし、印刷製本にかけていく、というようなスケジュールで進めたいと考えております。

主なスケジュールについては以上とさせていただきますが、その他研修会を今年度何度か予定しておりますので、そちらについてもご説明いたします。

直近では6月1日でございます。こちらについては対象は行政職員と社協職員でございます。事務局側の計画を主体的に進めていく一番中心の組織の研修ということで企画しております。研修内容につきましては、主に国の政策動向の流れであったり、他市の事例についてご紹介をいただきながら、講義とワークショップを行ってまいります。講師は、法政大学の現代福祉学部の宮城孝教授をお招きいたします。こちらの研修につきましても審議会委員のみなさまで、お時間のご都合つく方には、ご参加いただければと考えております。改めて通知をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして8月17日でございます。こちらはトップセミナーと今回書かせていただいたところでございます。地域福祉の理念であったり、本庄市内で地域福祉をどういうふうに進めていったらいいのかというところを一番理解いただきたいのは、やはり市のトップでございます。ですので、今現在調整中ではご

	<p>ざいますけれども、市長三役を始め、部課長級の職員、それから社会福祉協議会の常務理事他、理事評議委員の皆さまを対象にしてトップセミナーというものを開催したいと考えております。ぜひこちらにつきましても改めて審議会委員の皆さまにもご案内をさせていただきたいと思っておりますので、お時間ご都合つく方につきましても是非ご参加いただければと存じます。</p> <p>最後に、スケジュールの平成31年3月をご覧ください。一番下に市民向け計画報告会というところ予定をしておるところでございます。皆さまご承知のところかと思っておりますけれども、地域福祉計画や地域福祉活動計画は、この計画策定後に市民が実際にどういうふうに動いていくのかという、特に実践における実効性が期待される計画であると考えております。ですので、この策定後に計画の報告会を兼ねまして、今本庄市でどういう計画が策定をされて、皆さんにどういうふうに活動を進めていただきたいのか。それを市民全員でどういうふうに進めていったらいいのかというところを、議論を交えて講演会のような形で報告会というものを企画させていただきたいと考えております。こちらにつきましても、まだちょっと企画をしている段階でございますので、具体的なことは特に申し上げられませんが、こちらにつきましてもぜひ皆さまにはご参加をいただければと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>スケジュール等につきましても説明以上とさせていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、それではただいまより次に入らせていただきます。先ほど説明ありました部分につきまして、平成30年度のスケジュールについて質問、ご意見ありましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>はい、栗原委員さん。今、マイクをお持ちします。</p>
<p>栗原委員</p>	<p>スケジュールは了解しました。非常に大切な計画だと思いますので、このスケジュールが順調に推移するように協力、あるいは努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それから計画外の質問をしてよろしいでしょうか？</p> <p>私の出した質問用紙のところの、さっきの庁内検討委員会会議のところなんです、よろしいでしょうか？</p> <p>会議録を提出していただけるということは非常に庁内の動向がよくわかるようになりますので、どのようなプロセスを経てこの地域福祉計画が検討されて、その内容が審議会に提案されてくるかということはわかるようになると思っております。先ほど、井田さんのほうから説明あったように会議録は私は記名式を一応要請しております。すでに29年度の会議体発足時に記名式にはしないという意見が出ていたようですが、この地域福祉計画に限らず、各行政計画の庁内検討委員会の会議録は、記名式のものとか名前が書かれてないものが両方存在しているようです。市民の感覚からすると、なぜ公務員さんが自分たちの庁内のメンバーだけに限ってやってる会議体で記名式にできないんだろうかなというのがまず不思議なところがございます。これはこの計画に関係なく、や</p>



	<p>はりもう少し検討していただきたいなと思います。その理由としましては、まずその会議の中では多分誰がどういう発言をしたというのはわかっておるんでしょうけど、2年3年経過したときにその会議録で誰が発言したかを追えるんですか、という欠点があるのではないかと思います。これは、一番大切なことだと思います。原本がきちんとなってるよというんでしたら別ですが、原本自体が「委員」としか書いてないという会議録は公文書として不適切でなかろうかこのように考えるのが一つです。</p> <p>それから市民がそれを公開して読んだときに、「委員」としてしか記載されていなかったら、例えば、2回目3回目の会議で発言した委員が、それ以前の会議で述べた意見をどうやって特定ができるんだらうなど。要するに文字があるだけの会議録であり、意味のない行政文書なのではないでしょうか。これについてはこの場所で改めて私は強く改善を要求するところでございます。非常に不思議です。まず会社の中でもそんな文書見たことないですよ。やっぱりどっか名前があるんじゃないのかなと。よく記名式にすると言いたいことが言えないとことがあるんですが、それは第三者が会議に入ったときであって、公務員が行う会議、公文書はやはり記名式であるべきだろうと私は考えております、以上です。</p>
議長	<p>はい、栗原委員のほうから質疑あったわけですが。ちょっと交通整理したいんですが、ここでは例えばこの氏名を表示するか否かっていう部分についての議論はこれで以上にさせていただきたいと思います。議事にのっとった内容のみ議論いただければと思います。また、今後の役所の体質についてはまた別の場所でぜひ、いち市民としてまた訴えていっていただけたらと思います。ここではこれ以上この件につきましては議論は控えさせていただきたいと思いますので、申し訳ありませんがご理解をお願いいたします。</p> <p>他に皆さまの中から質疑等ありますでしょうか？よろしいですか？よろしければ次に移らせていただきます。</p> <p>次に3の2。第2期地域福祉計画における論点および、課題の整理について非常に量のある説明を求めるわけでございますけれども、この件につきましては前もってちょっとお伝えしておきますけれども、項目ごとに説明と質疑応答をしたいと思いますので、項目ごとに説明のほうもお願いいたします。</p>
事務局 (関根係長)	<p>はい、では1の2を説明させていただきます。合同事務局の社会評議会関根と申します。今年度も計画策定に携わらせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。では説明をさせていただきます。</p> <p>まずお手元にA3の2枚とじ。事前配布資料の1ですね。計画上施策化すべきテーマとその論点、各案等。こちらをご用意いただきたいと思います。それと合わせまして事前配布資料2。A4でとじられております、表紙の一番上のところに、タイトルの「地域健康医療支援センターふくしあ」と記載のある資料でございます。あとさらに、事前配布資料の3ですね。こちらが厚生労働省子</p>

ども家庭局長、社会援護局長、老健局長の3名連名の通知ですね。通知のタイトルが「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」という通知がございます、こちらと。あともう一つですね。本日配布させていただいた冊子のもので、A4の冊子の資料。こちらをご用意いただければと思います。

では、まず主に事前配布資料1。A3の資料を元に説明させていただきます。左上に「テーマおよび論点」とございます。左側の部分が「テーマおよび論点」と主に記載してございます。右側の部分につきましては関連する調査等の主な結果。他自治体の事例等の記載があるところでございます。先ほど議長のほうからも進行の方法についてのご説明ございましたけれども、3ページに渡って記述がございまして、テーマが全て5つに分けさせていただいております。1ページにつきましてはページ全体のほぼ上半分部分について、テーマ1の内容の記載でございます。そしてテーマ2につきましては、2ページにかけましてテーマ2の内容の記載がございまして、2ページ目です。テーマ3は3ページの終わりまでテーマ3の、失礼しました、2ページ目です。2ページ目の終わりまでテーマ3とございます。最終3ページ目の頭から3分の2ほどまでがテーマ4。最後テーマ5というふうな形になっておりまして、このテーマごとにお話、説明をさせていただきたいと思っております。

また説明の順番といたしましては、まず右半分の上段にございます調査等の主な結果について主だったものをご紹介をさせていただいて。その次、左のテーマおよび論点。それからその下の想定される施策例。それから最後に下の右の部分ですね。他自治体の事例等につきまして、説明をさせていただきます。まず、一つ目の項目としまして、左上に①と記載がございまして、包括的な相談支援体制の構築でございまして、右側の調査等の主な結果の部分をご覧いただきたいんですが、昨年度皆さまにお世話になりながら実施をさせていただいた住民アンケート、それから地域福祉懇談会、また団体ヒアリング。それとその他の福祉に関連する報告書等から結果として読み取れるものを、この項目に合った形のものをつくってピックアップをさせていただいております。

まず、一つ目のアンケートから読み取れる項目としまして、一つ目の部分をご紹介させていただきますと、サービスの利用意向が高い一方で地域住民にとっては悩みや不安の相談先に専門的な相談窓口があまり想定されていないということが読み取れました。また、次の項目としまして、近所付き合いをほとんどしていない人は相談できる人や場所がないと回答する人が多い傾向にあるというところでございます。

また、その次、括弧で記載がございまして、本庄市福祉関係機関へのヒアリング。こちらが昨年度実施をさせていただいたヒアリング調査報告書から読み取れるものですが、そちらの一つ目の項目としまして、すでに支援につながっているケースだけで複合ニーズ世帯が168～174ケースと報告されています。

また次の項目としまして、専門多職種協働はシステムではなく専門職の自助

	<p>努力に依存しているといったこと。その他記載がございますけれども、記載の通りの項目が読み取れるというところでございます。</p> <p>また冊子の4ページをご覧いただきたいと思います。当日配布資料のA4の冊子ですね。こちらの4ページをお開きください。こちら栗原委員から事前にご質問等でいただいた資料でございますが。この4ページの一番下の部分、(ホ)のところをご覧いただきたいと思います。「本庄市福祉関係機関へのヒアリング、報告書の結果より」と記載がございます。こちらの4行目。地域生活移行にあたってスムーズな連携ができない。これについては添付された第5回会議録で岡芹議長が指摘された実態。本庄市の医師会は埼玉県内でもモデル施設として以前から取り組んでいます。したがってうっかりこのように「これから作るべき」と書いてしまうと何も知らない審議会と言われちゃいますのでまずいかなと思いますといったところがありますので、本資料にも追記してくださいというご意見をいただきました。よろしいでしょうか？</p>
齋藤委員	わからない。
事務局 (関根係長)	<p>当日配布資料の(冊子)というものです。1ページ目が地域福祉計画審議会当日追加配布資料とございます。庁内検討会議委員名簿というのが1ページにございます、こちらのA4の資料でございますが。先ほどのスケジュールのご説明の中でも使用させていただいた資料でございますけれども。すみません、資料が大変多くて恐縮でございますが。そちらの4ページ目をご覧いただきたいと思います。</p> <p>ここの調査結果の記述にある部分についてのご質問でございまして、こちらについて回答をさせていただきたいと思います。先ほどの関連する調査等の主な結果の部分にお戻りいただきまして、右ページの部分の2つ目のカギ括弧。「本庄市福祉関係機関へのヒアリング報告書の結果より」のところの黒い点の4行目をご覧いただきたいと思います。こちら「障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行や、入院患者の地域生活移行にあたって、スムーズな連携ができない」というふうな記述がございます。こちらについてのご意見をいただいたわけなんです。こちら主にはこの行の前半部分につきましては、障害サービスを利用されている方が65歳になって介護保険サービスへ移行する場合に、そうした移行がスムーズにできないということがあるというふうなことが、市内の専門職のほうから声としてあがった部分と。行の後半部分については入院患者の地域生活移行にあたって。ここについてもスムーズな連携ができないというふうな、ヒアリングで報告をいただいたところでございます。こちらにつきましては、このヒアリングでご出席いただいた方からこうした声があったというところでございますけれども、実際それを支える体制は整っていますということで、前回の審議会でご意見があったというところでございます。ですので、こちらはここで表現としまして、最後のところ「連携ができない」</p>

という言い方ではなくて、「連携ができない場合がある」と改めさせていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

主にこうした結果がありましたということで、ご紹介をさせていただいたところなんです。それに対しまして、ページの左部分に移っていただきたいと思っております。

資料丸3つで論点とそこから見えるもの等をご紹介しまして、その下に論点の記述がございます。

まず一つ目の白丸ご覧いただきますと、「今般の制度改正等による地域包括ケアシステムの構築、障害者の地域生活支援、地域子ども子育て支援等、施設等におけるサービスよりも、地域生活のための支援ニーズが高まる中、円滑な多職種連携や早期支援が必要な複合ニーズを抱えた支援困難ケースが増加している」というふうな記載をさせていただいております。こちら2行目の終わりの部分に「円滑な多職種連携や早期支援が必要」などの記述がございます。こちらにつきましても、先ほどの栗原委員からの事前のご意見の中でこの表現につきましても、流れとしまして円滑な多職種連携と早期支援を入れ替えたほうがよろしいのではないかというふうなご意見をいただいております。実際先ほどの資料が行ったり来たりで恐縮ですが、先ほどご覧いただきました当日配布資料冊子の4ページに栗原委員からいただいたご意見のところご覧いただければと思います。

こちらのページの左中ほどに①包括的な相談支援体制の構築、説明欄の(イ)の中でそちらのご提案でございます。鍵括弧の中をご覧いただきますと、語順の問題だが複合ニーズに続けるのはこのほうが良いと思っておりますということで、先頭に矢印がある部分につきまして、「早期支援や円滑な多職種連携が」と、この言葉を入れ替えたほうがよろしいのではないかというようなご意見をいただいております。流れの表現といたしまして、確かに委員のおっしゃる通り「早期支援や円滑な多職種連携が必要な複合ニーズ」というふうな表現のほうが適切であるというふうなご意見をいただきましたので、こちらにつきましても他の委員さんのご意見、よろしければ語順を入れ替えをさせていただきたいと思っております。ですので、「早期支援や円滑な多職種連携等が必要な」と、表現とさせていただきますとご提案いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、次の白丸でございますけれども、多職種連携は各専門職の自助努力により成り立っており、業務過多等により相談支援専門職の種別によっては十分にケースカンファレンスを行うことができない現状があると、させていただきます。

また次の白丸としまして、コーディネーター役が不在であるために、適切な連携が取りづらい場合があるとなっております。

この3つを主な項目としてあげさせていただきました。これらの項目から導き出される論点としまして、下の3つの記述をさせていただいたところです。

論点 1 としまして、複合的なニーズを迅速に解決し、重度化を予防していくためには、関係機関や専門職がそれぞれの領域のみで対応するのではなく、家族総体を捉えたシステム化された支援のネットワークが展開される必要があるのではないかと考えています。ここで 2 行目中ほどに出てまいります、「家族総体」という文言につきましても栗原委員のほうからご質問いただきまして。委員のご質問の中の（ロ）でございます、論点 1 の「家族総体」という言葉が適切なのか？「家族全体」が適切なのか？行政用語上の区分は、というふうなご意見をいただいております。こちら意味合いとしましては、おっしゃる通り家族全体というような意味合いがございます。言い換えてみれば、世帯全体というふうな言い方もできるかと思っております。こちらにつきましては表現の違いと言いますか、語句の違いというところでございますので、もし差し支えなければ意味するところは同じというふうなところが言えるかなと考えておりますので、「家族総体」のままでいければと考えております。なお行政用語上の区分は、というふうなご質問をいただいておりますが、こちら行政用語ではございませんので、特に行政用語上はございませんという形になろうかと思っております。よろしくお願いいたします。

次の論点 2 でございますが、専門職や支援関係者がスムーズに連携していくために各分野の相互理解を進めると共に、適切に情報共有を行っていくための仕組みが必要ではないかとさせていただきます。

続きまして論点 3 でございますけれども、社会的に孤立しがちな人を含め、専門的な相談機関につながりにくいニーズを早期発見するために相談経路を多角化すると共に、訪問相談等のアウトリーチ型の相談支援体制を構築する必要があるのではないかと。以上の 3 つの論点を掲げさせていただきます。

そこから導き出されるテーマといたしまして、その下に少し大きい文字で記載がございますが、テーマ 1 としまして、対象者横断型の総合相談支援機能をどのように備えるかというのが 1 つ目のテーマとさせていただきます。こちらの「対象者の横断型の総合相談支援機能」といった文言の中で、こちらにつきましても栗原委員のほうからご提案をいただいたところでございます。委員からのご質問の資料の（ハ）でございますけれども。こちら簡潔に頭の「対象者」という文言を取って、「横断型の総合相談支援機能」でよいと思っておりますというご提案をいただきました。こちらの意味するところとしましては、世帯で複合ニーズを抱えた世帯、あるいは対象の方々に対する福祉政策上の仕組みをどのように作るかというふうな視点がございます。また受け手の方も制度の横断的な支援体制をどのように作るかというふうなところもございまして。まずは地域の方々、ご相談ごとを抱えている方々がさまざまな課題を抱えている、同一世帯内ですね。複合的な課題を抱えた世帯の方々の相談事を一カ所かどうか、一つのチームでと言いますか、そのへんの体制はどのように作っていくかというところがあるかと思うんですが、丸ごと受け止めさせて

いただく、そういう機能を持つ機関をどのように作っていくかというようなところもございますので、ここの「対象者横断型」という表現につきましては、できましたらこのままでいかせていただければと考えているところでございます。

では、これに対して想定される施策の例というのがその下のところに記載がございます。①から⑥までございますけれども。

まず①としまして、仮称でございますが総合相談支援センターの設置検討に関する施策でございます。

②としまして、さまざまな主体による圏域ごとの重層的な支援の在り方に関する施策。

続いて③としまして、専門職および民生委員等福祉関係者向けの研修会等、資質向上に関する施策。

④としまして、関係機関等による個人情報の共有に関する施策。

⑤で、相談支援専門職の配置に関する施策。

⑥としまして、生活困窮者、権利擁護、自殺、再犯防止、引きこもり、孤立防止等に関する施策等々というのを記載して掲げさせていただいているところでございます。

ここで、補足をさせていただきたいんですが、こちら想定される施策の6つの項目につきましてはあくまでも例という形で掲げさせていただいております。これらの施策が考えられる中で、本庄市で必要な施策等をこの審議会等で、今後の審議会等でご審議いただきまして、こうした内容も載せていければと考えております。

ですので、これらすべてを入れるのか、あるいはこの中から重要な項目を入れるのかというのは今後の議論かと思っております。

ここの①の「仮称総合相談支援センター」という表現につきましては、栗原委員のほうからご質問いただいております。先ほどの資料ですね、栗原委員からのご質問資料ご覧いただきまして。(二)のところでございますね。想定される施策例、仮称総合相談支援センターと表示すると結婚相談、法律相談等も想定され、相談の範囲が広くなり不明瞭な点も出てきます。その方向で検討することによいですか？自分は大賛成ですが、名称と計画内容に相違が生じないように検討していきたいと思っております。現在行っている相談事業を窓口別に教えてくださいという形でございます。現在行っております相談事業につきましては先ほど議事の1のほうでご案内もあった窓口一覧でございますが、この総合相談支援センター、あくまでも仮称でございますけれどもこの名称をどうするかという部分と、そこで取り扱える内容もどのようなものにするかというな、2点のご質問というところかと思っております。取り扱い内容に結婚相談とか法律相談等も含めていくのかというふうなご質問としてございますが、(二)の記述にもございますように、さまざまな機能を入れるというのは利用しやすいことは出

てくる反面、委員の意見の様に、相談の範囲が広くなり不明瞭な点も出てきますという、そうした弊害と言いますか、問題となる部分も考えられるところかと思っております。この名称をどのようにするかというところと、そこで取り扱う内容についてどのようにするかというものについては今後で、委員皆さまのご意見等もお聞きをしながら検討していければと考えております。委員の皆さまがどのようなものかというふうなところで、今後ご意見としてお出しただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ではすみません、A3の資料1のほうに戻っていただきまして、先ほどの施策例記述がございましたところの右側のページの部分をご覧いただきたいと思っております。こちらでは他自治体の事例等を紹介をさせていただきたいと思っておりますが、こちらにつきましても全国的にいわゆる先進的な取り組み事例ということで言われているところをいくつかピックアップをさせていただいたところがございます。

まず県内の行田市トータルサポート推進担当の例がございます。こちらはコーディネート機能に特化した担当者を2名配置ということで、市役所の福祉課内に担当職員を配置をいたしまして、市内の取り組みとしまして福祉総合相談、それから地域福祉との連携というところに取り組んでおります。こちらにつきましましては、多面的で制度横断的な支援体制を作るといような形で取り組まれているところがございます。

もう一つご紹介させていただきたいと思っております。2行目でございます、掛川市のふくしあというところがございますが。こちらは事前配布資料の②ですね。A4の左上一カ所と同じ、少し厚めの資料でございます。15枚ほどになりますが。1ページから27ページの資料でございます。一番上のところに「地域健康医療支援センターふくしあ」と記述のあるものでございます。こちらがここで出てまいりますふくしあの説明でございますが、こちら掛川市の事例でございますけれども、掛川市内を5カ所にエリア分けをいたしまして、その5カ所です。左の上に記載がございますが、訪問看護ステーション、それから行政セクション、それから右上にあります社会福祉協議会、それから地域包括支援センター。そうした機能を一カ所に設置をしまして、一カ所でいわゆるワンストップ型で相談対応をするというふうな機関でございます。

2ページ目をご覧いただきますと、地図がございまして、その5カ所のそれぞれの名称と人口の記載があるところがございます。

それで、先ほど申し上げました、さまざまな機関が一カ所にあることで、すみません、表紙の1ページに戻っていただきますと、下のほうにふくしあの特徴ということでございまして、いわゆるワンストップですね。特徴1の多職種連携。それから3番にありますアウトリーチの重視。それから5番にあります予防的支援を重視した支援ということで。こうした特徴が言われているところでございます。

	長くなりましてすみません。テーマ1についての説明は以上とさせていただきます。
議長	それではただいまより質疑等に入ります。3の2、第二期地域福祉計画における論点および課題の整理について、この中のテーマ1につきまして説明いただきましたが、皆さん何かございますでしょうか？
野本委員	①の想定される施策のうちの①ですが、仮称総合相談支援センターの設置、検討に関する施策についてなんですが、すでに今各地域に高齢者を対象とする地域包括支援センターがもう動いていると思いますので、それをその機能を含めて総合相談支援センターに結びつけて機能させていけばいいんじゃないかなと思いますので、今意見を述べました。よろしく申し上げます。以上です。
議長	はい、それでは事務局のほうで説明してください。
事務局 (井田主事)	はい。事務局から説明をさせていただきます。今、野本委員のほうからございました意見は、すでにある地域包括支援センターのいわゆる機能強化のような、そういった視点ということでよろしかったでしょうか。 それについては、今、関根のほうから説明ございました、静岡県掛川市のふくしあが全国的にみて、本庄市にとって良い例ではないかなと考えております。今回皆さま事前配布させていただいた他自治体の事例4つあげさせていただいたわけですが、これらは、すべて総合相談支援機能をどう機能させるか、という手法が異なる自治体でございます。その中で、掛川市については、中学校圏域に地域包括支援センター、訪問看護ステーション、社会福祉協議会、それから行政の職員が一つのフロアで業務を行う、ふくしあというセンターがあります。これは掛川市の人口規模から見ましても、掛川市11万人でございますので、本庄市に比較的近い自治体なのかなとも思っておるところでございます。総合相談支援機能をどのように本庄市で機能させるか、ということ、今後審議会の中でも皆さん協議をいただきたいと考えています。これは、行政としてもどこまで対応できるのかという部分もございますので、今、結論のようなものは言えないんですが、掛川市の例も一つの方向性としてこういうものを検討していったほうがよろしいのではないかなとは、事務局としては考えておるところでございます。
野本委員	よろしく申し上げます。
議長	よろしいですか？他には皆さんご質問ありませんか？ はい、種村委員。マイクお持ちします。
種村委員	今お話がありました、総合相談支援センターの設置は利用者からすればこぶるイメージ的には便利になるのかなと思います。ワンストップというふうな



	<p>ことでね、相談できるのはいいのかなと思いますが、2名の相談員、ここに設定されたのは2名ということなんですが、その人たちがすべてのことを解決できる能力を持つかどうかというのはいまいち疑問があります。私が懸念するのは、相談という言葉の中にいわゆるクレーム処理をも含めて、それも相談と考えていらっしゃるでしょうか。「こういうふうな苦情を言いたいんですが、どうすればいいんですか？」っていうのも相談です。そういう部分がちょっと抜けているのかなと思います。基本的にはコーディネーターと紹介した各事業者との間がマッチングするかどうかというのはやはり難しい部分がありますので。そういう部分でのいわゆるクレームだとか、何か問題があったときの処理までできるのかっていうのが一つですね。</p> <p>それと、今老人福祉等々の話で、いわゆる地域包括支援センターみたいな形で動いてますけども、障害者のほうとしてもやはり同じく地域生活支援センター等々が動いてます。そういう組織を一つの総合相談支援センターにまとめるのかどうなのか。いや、まとめないでそこで相談を受けたものはそこで、障害者の地域生活支援からなり、障害者やカウンセラーのほうへ回すのかどうかっていう部分も含めた今後の検討が必要になっていくのかなという気がします。そのへんも含めて、できれば庁内で検討しまとめてもらえればなという感じです、以上です。</p>
議長	はい、説明のほうお願いします。
事務局 (井田主事)	今、種村委員のほうからございました意見、大変重要な意見だと思っております。そのあたり含めて検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
議長	<p>他にはございませんか？</p> <p>それでは先ほどの栗原委員から事前に提案がありました部分につきまして説明があったかと思うんですが、そのことについて3点ほどまず審議会の中で諮ってくれという説明があったかと思っております。そこに入ってよろしいでしょうか？</p> <p>まず一つ目が、栗原委員さんのほうから説明がありまして4ページの①の(イ)だったかと思っております。文章中「高まる中、円滑な多職種連携や早期支援等が必要な複合ニーズを」というのを、先ほどの説明の中では「高まる中、早期支援や円滑な多職種連携等が必要な複合ニーズを」に変更してもいいんじゃないだろうかというような説明があったかと思っております。</p> <p>皆さんいかがでしょうか。先ほどの提案ありました通り、栗原委員の提案の通りに変更してもよろしいでしょうか？栗原委員さんのほうで何かこの件についてあれば、補足していただけたらと思っております。</p>

栗原委員	<p>はい、特に「家族総体」もそうなのですが、特にこだわりはしません。</p> <p>ただ、文章構成上にどういふに複合ニーズを抱えたというところを読み取っていただけるか。そのためにはまず早期支援がまずあって、そのあとに「円滑な多職種連携」などがというふうなつなぎ方のほうが、自分はいいのではないかということで提案申し上げています。この順番でないとしても、さほど大きく、文章自体が、読まれ方が違ってしまふということはないと思いますので、皆さんのご意見あるいはこのまま事務局の意見で、私のほうは結構でございます。ただ、こういう意味をどういふに考えていったらいいんだろうなというところの一つの提案でございます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。事務局のほうの説明の中でも、栗原委員の提案のように変更してもいいんじゃないだろうかという説明があったかと思えますので、皆さんそちらの方向で、変更するというところで意見ございますでしょうか？賛成の方いらっしゃいますか？</p> <p>栗原委員の提案の通りに変更するというところでよろしいでしょうか。</p> <p>(一同賛成)</p> <p>それではこの部分につきましては、変更させていただきますので訂正をお願いいたします。もう一点。あと二つあるんですが。家族総体と家族全体というのは事務局のほうからはこのままでお願いできないかという意見だったんですが、栗原委員さん何かその点ありますか？</p>
栗原委員	<p>結構ですよ。いいです。</p>
議長	<p>事務局のほうで文章中のこのまま「家族総体」という文言にしたいということだったんですが、このままでそれではよろしいでしょうか？はい、じゃあこのままとさせていただきます。</p> <p>もう一点が「対象者横断型」ですね。このままで、やはりいきたいという説明だったかと思うんですが。栗原委員さんの提案のほうの(ハ)です。(ハ)の部分ですが、「対象者横断型の総合相談支援機能」と。これはこのままでよろしいでしょうか。栗原委員さんいかがでしょう？</p>
栗原委員	<p>基本的にテーマ的なものはなるべくシンプルにしたほうがいいんじゃないのかという観点で、特に対象者ということをやらずに地域全体で横断的な相談事業ができればという観点でここで提案した形にしてあります。ご意見いただいて、事務局説明通りということであれば、特に結構です。</p>
議長	<p>すみません、ちょっと初歩的な質疑になってしまうんですが、この横断型の対象者ってどの部分を指すのか。ちょっと説明をお願いします。</p>
事務局 (井田主事)	<p>はい、回答させていただきます。この対象者というのがまずなぜ入れたかというところなのですが、まず、目的を明確にさせていただいたほうがよろしいのかなと思い、入れております。横断型と言っただけでは何に対して横断型な</p>

	<p>のかというのが若干わかりづらくなるのかなと考えたところでございます。この対象者というのが、何を指すのかというところでございますけれども、これはあくまでも各種行政福祉計画の上位計画でございますので、いわゆる高齢者福祉であったり、障害者福祉であったり、児童福祉であったりそういったいわゆる福祉サービスの対象者というところをまずは考えたところでございます。</p>
議長	<p>その家族も当てはまるんでしょうか？</p>
事務局 (井田主事)	<p>その家族も当てはまります。</p>
議長	<p>それでは事務局のほうから説明がありました通り、「対象者横断型」のままですということなんですが、差し支えないと思いますので、いかがでしょうか？このままでよろしいでしょうか？</p> <p>(一同賛同)</p> <p>はい、それではこの部分をこのままとさせていただきます。</p> <p>他には皆さまより何か質疑等ありますでしょうか？よろしいですか？</p> <p>それでは次のテーマの説明をお願いしたいところなんですが、暫時休憩いたします。</p> <p>(10分休憩)</p> <p>それでは、そろそろ再開したいと思います、皆さんおそろいでしょうか？よろしいですか？</p> <p>それでは休憩前に引き続き会議を開きます。それでは事務局の方からテーマ2についての説明をお願いいたします。</p>
事務局 (関根係長)	<p>はい。では引き続きまして、テーマ2についてご説明をさせていただきます。先ほどの事前配布資料①をご覧ください。中ほど半分より下のところがございます。左側に②と記載がございまして、ここでは小地域における福祉拠点の整備でございます。まず各種調査結果より読み取れる項目についてご説明をしたいと思いますので、ページの右半分をご覧ください。住民アンケートから読み取れる部分としまして、黒ポツの一つ目。住民主体の福祉活動を行う組織の必要性はいずれの年代においても半数以上が認識している。それから黒ポツの三つ目。地域の範囲は半数以上が隣近所、自治会区域と回答。また中学校区よりも小学校区を生活圏として認識している人が多い。また次の黒ポツですが、悩みや不安の相談先は身近な人が多く挙げられている。こうした項目が読み取れるところございました。また次のヒアリング報告書からの結果におきましては、一つ目の黒ポツで「健康体操等のサロンが増えてきているが、体操ができない人にとってはハードルが高い。またちょっとした交流を目的とする人がな</p>

なかなか参加できない」といった課題が読み取れました。また次の黒ポツでは「サロン参加者の年代層ごとのニーズの差異があり、年代ごとに集団化している」というふうな状況も読み取れるところがございます。次の地域福祉懇談会等の報告書の部分でございますが、こちらは特に空き家の課題が多く出てございまして、黒ポツの一つ目にも「空き家を利用して、若者の定住者を呼ぶ」がございました。また四つ目の黒ポツにも「場所の確保として余裕教室や自治会館を開放する」と言ったご提案もありました。またその二つ飛んで黒ポツのところで「空き家が多いので、ボランティア団体持ち物保管場所として、男性の趣味の家として」というふうな、空き家の利活用等に関するご意見等も多数挙がったところがございます。また一番下の黒ポツですが「地域活動を行う団体間住民間の交流の場づくりと地域の調整役となる人材を育成すること」が上位に回答されたというふうな結果がございました。

それに対しまして項目四つ挙げさせていただいております。左のページの白丸四つをご覧いただきたいと思っております。まず身近な地域で住民が中心となって福祉活動を行うための組織について、多くの市民が必要を感じていると。また二つ目につきましては地域の範囲についてですが、半数以上の市民が隣近所に近い区域。悩みや不安の相談先は身近な人という形になっております。また次の白丸ですが、サロン活動。これが現在、大幅な広がりを見せておりますが、サロンのなかでも新たな課題等が生じているというところがございます。また次の白丸では先ほど、触れましたが空き家に関する問題ですね。多くの方が認識しているということで、場合によっては地域活動を行う拠点ですとか、そうした活用の仕方があるのではないかとというふうなご提案が多くあったということがございます。そうした項目から導き出された論点としまして、その下に四つございます。まず論点1としまして「それぞれの地域において地域住民等が主体的に地域福祉活動を展開していくための仕掛けが必要ではないか」論点2としまして「困りごとやニーズを早期に発見。必要な支援につなげるため、住民に身近な地域で支援のネットワークを構築する。そうした機能が必要ではないか」論点3としまして「地域における助け合いや支え合いを活発にするために、世代を超えた交流拠点、居場所として多様な形態とサロン活動の展開」それから論点4としまして「地域活動を面的に展開していくため、活動の物理的拠点になる場について、空き家や空き店舗、施設の空き時間での利活用。そうした基準の構築が必要ではないか」という四つの論点でございます。これに対しましてテーマの二つ目としましては大きく書いてあります「小地域の支え合い活動をどのように整備し、機能させるか」というテーマ、下のところがございます。

では次の2ページ目をご覧いただきたいと思っております。ページの左半分ですが、想定される施策例でございます。①から⑥までございますけれども、①としましては地区、地域福祉活動計画の策定。小地域での地域福祉活動の計画的展開

に関する施策。②としましては小地域における相談支援体制に関する施策。③で住民主体の生活支援事業に関する施策。④で防災・防犯に関する施策。⑤で地域活動に関する空き家、空き店舗等の活用に関する施策。⑥としまして、居住支援協議会の設置と居住支援に関する施策。等々を例として掲げてございます。では事前配布資料の②ですね。先ほどの先進自治体の事例が載っております資料をお開きいただきたいと思っております。こちらの9ページをご覧ください。ここでは東京都江戸川区のなごみの家というふうな取り組みの事例がご紹介しております。9ページの一番下の方に包括的な相談支援体制の構築に向けた取り組みの概要としまして、なごみの家の開設をいたしまして、平成28年5月に住民により身近な圏域でネットワークをつくるための拠点として、区内の3カ所になごみの家を開設したという形でございます。江戸川区ではこちらを15圏域すべてを想定してようございまして、こちらが2025年までに15圏域全てに設置したいというふうな想定であるということでございます。地域の活動拠点の取り組み事例ということでございます。どのような方々がここに関わっていくかというところ。それとどんな機能があるかというところなんです、10ページをご覧くださいまして、なごみの家の機能というのが2行目にございます。機能は以下の三つということで「なんでも相談」ですとか、子どもから高齢者まで誰でも集える交流の場。それから地域のネットワークづくりに取り組むというところでございます。そちらの運営に関しましてはその次の運営体制のところでございますが、社協職員のコミュニティーソーシャルワーカー2名。それから医療系職種の非常勤職員1名。それからその居場所を運営する有償ボランティア2名程度というふうな体制ということでございます。そうした方々が11ページの上の部分にその様子の写真の紹介がございまして、なごみの家松江北の外観、居場所の風景という形になってございます。こうした地域の拠点をもとに相談を受け止める場であったり、交流の拠点というふうな展開がされてるというところございまして、こちらも全国的に注目を集めてるところでございます。

続きまして、13ページご覧いただきたいと思っております。こちらは福岡県の大牟田市の事例でございまして、居住支援協議会の取り組みでございます。こちらにつきましては空き家の利活用の部分でございますけれども、空き家が市内に多数あるというところでそうした課題解決に向けて取り組まれているというところでございます。居住支援協議会を設置いたしまして、住宅確保要配慮者に空き家を提案、提供したり、また民間賃貸住宅に入居できるような支援や仕組みづくり。それから空き家の活用を推進するモデル事業にも取り組んでるということございまして、空き家を活用したサロンなども取り組まれているというところでございます。14ページ以降にその概念図と写真等の記載がございまして、一番上の概念図のところにつきましては居住支援協議会の事務所としまして大牟田市の社会福祉協議会。それから家主の方と住宅確保要配慮者の皆さま

	<p>を結び付けるというような役割を担っているというところがございます。さまざまな相談会ですとか、ワークショップ等を開催をしたり、地域活動に取り組んでいらっしゃるということでございまして、15 ページ以降にはサロンの活用の様子などもご紹介があるところがございます。こうした取り組みをされているというところがございます。</p> <p>続きまして 20 ページからご覧いただきたいと思います。地域の困りごとを受け止める、地域のなかで受け止めるという体制。住民主体の取り組みとしまして、こちら全国的に注目を集めているところがございますが、大阪府豊中市の事例でございます。豊中市では校区福祉委員会という地域福祉活動団体がエリアごとに組織化されておりまして、20 ページの方はこちら東豊中校区のご紹介、チラシでございます。こちらではそれぞれの校区福祉委員会ごとに「福祉なんでも相談窓口」を開設いたしまして、相談員は民生委員さんですとか、校区福祉委員会といった地域の住民ボランティアの方々でございます。そうした方が研修を積んで「地域の困りごとをなんでもご相談ください」というような窓口を設けて、相談対応にあたりまして、その相談をお受けする皆さまのサポートは豊中市の社会協議会の先ほど言葉が出てまいりましたコミュニティーソーシャルワーカーがサポートすることで解決に向けて、対応していくというところがございます。豊中市の方ではその他、安否確認ホットライン等の設置もございすけれども、さまざまな窓口でいろいろな相談ごとに対応する体制をつくっているというところがございます。そうした地域のなかで解決に向けての取り組みというところが行われておりまして、地域のなかで解決しきれないものについてはその上の会議体ですとか、さまざまな分野の専門機関によります会議体の方で新たな政策策定等にも取り組むというふうな体制が取られているところがございます。こちら 20 ページから 22 ページまでご紹介がございすけれども、22 ページをご覧いただきますと校区の皆さんで「広がるローラー作戦!!」というふうなタイトルがございす。横のページになっておりますけれども「見えない課題をほりおこす」というふうな取り組みに校区福祉委員会や民生委員の皆さん、それから地域包括支援センターの職員、市社協のコミュニティーソーシャルワーカーが協力して取り組んでいるというふうな事例でございます。テーマの 2 につきましての説明は以上とさせていただきます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。ただいま、テーマの 2 につきまして説明いただいたわけですが、皆さんご意見、質疑等ございますでしょうか？</p> <p>挙手の上お願いいたします。齊藤委員さん。</p>
齊藤委員	<p>空き家の問題は、いま自治会でも非常に困っております。今の時期、空き家は草ボーボーで、高校生等が入り込んで、中でたばこを吸っていたりします。そういった場合、近所から自治会長に苦情が来るんですね。「自治会は何やっているんだ」と。何やっていると言われても、毎日巡回はできないわけです。仕方なしに高校の先生にお話をしたところ、先生が 2、3 回来たんですが、またぷっつ</p>

り話は切れてしまっているのが現状です。このことは市に言っても駄目なんです。空き家、本当に困っているんですが、草刈り一つしてくれない。自治会も、空き家は個人の所有ですので、なかなか自治会もそこまで入っていけないのが実情です。例えば、空き家で火事が出たら大変です。ですから、その面について、どのくらい空き家があるのかということも含めて、市の方で空き家対策をしっかりとやっていただきたいと思っています。本庄地域も空き家は多いところですが、児玉もすごく多いです。市の方でもどこがどうなってるのかっていうのをしっかりつかんでいないようですので、ぜひそういうところから、空き家対策をしっかりとやっていただきたいということが一つあります。

あとはサロンですね。私ども今回私が自治会長しておりますけれども、ようやく「サロンを毎月1回ずつやろうや」ということで決定をしていただいて非常に私もうれしく思っております。ただ、問題は栗原さんがここに書いてありますけれども、「計画のための計画じゃないんだよ」ということです。住民の要望に応えようということでサロンをやるんですが、参加者は毎回残念ながら同じ人なんです。これをいかに広めるかということがやっぱり必要なんですかね。だからお友達で来るだけなんです。本当にサロンということをつかからない。来る人が来ても、来ない人は1回も顔を出さない。だからそこを私どもの自治会と市長も悩んでるところですが、何か良い考えはないかということなんです。それから幸いに本庄市の自治会の加入率は90何パーセントいってるかな。おかげさまで他の地域よりはまだまだ加入率が高いんですが、最近やっぱり若い人が自治会離れになってきたなと思います。この前、ある地区では「会館を建てましょう」という話になったんですが、2000万もする建物ですからいっぺんにはできないけれど、5年前から「皆でやろう。よしよし、やろう」ということで計画をして建設費用の積み立てを始めたんですが、最近になって若い人から、「そんなの必要ない。会館なんか造るよりはどっかの公民館でも借りればいいのだから、あえて自分たちの自治会の会館を建てることはない」ということで、反対派に押されちゃいまして、ついに止めるという決断をしたようです。いまそういう若い人が非常に増えてきて、自分さえ良ければよくて、他人のことは構わないんだというような方もいらっしゃいます。

それからもう一つ、寝たきりの人がいるような場合に、「うちのお父さんが急きょ病院に入院して寝たきりになりましたよ」と言わずに、「大っぴらに出したくない。よそに出したくない。介護はうちでやるんだ」という風に隠してしまう方もいます。それで私どもがお邪魔しますと言うと、個人情報保護を盾にして、「何か万が一のこと起きたときどうするんですか？」という話をしても「私たちだけでやりますから結構です」というような人たちもだいぶ増えてきたように思います。だから、私たち自治会活動もだんだんにお年寄りばかりで若い人たちがいなくなってきたりしてしまってるなと感じています。これから本庄市、児玉本庄市、児玉地域もどうしたらいいのだろうなと。あと10年たつとやっぱ

	<p>りすっきり変わってしまうのかな。要するに地域の自治会じゃなくて今度は連合の2、3の地域でまとまって連合の自治会になるのかな、というようなことも考えられるなということですね。特にお祭りもそうなんです。神輿の担ぎ手もだんだん少なくなってしまいました。だから複数の自治会の連合で担がなきゃ駄目なのかなってというような話も出てきております。世の中が急速に変わってるとのことですね。</p> <p>そういった状況なので、なんとか福祉もしていただきたい。私としても連合会も頑張っていきますので、一つ福祉もいろいろな面も含めて頑張っていっていただきたいと思っております。私はもう時間でありますので、ちょっと帰らせていただきます。私も言うだけ言って、すみません。他の会議があるものでごめんなさい。そこはどうしても行かなくちゃいけないもので、言うだけ言って申し訳ございません。どうか今後ともよろしく願います。ありがとうございました。</p>
議長	齊藤委員さん言いつ放しだけでいいですか。
齋藤委員	自治会の事を言っただけですから。
議長	そうですか。じゃあ、意見として賜っておきます。ありがとうございます。他に質疑はございませんか？栗原さん。
栗原委員	<p>いま齊藤委員さんの方から自治会の抱えてる悩みとか、いろいろお話ができましたが、空き家も大変なことだと思います。先ほどお話しされた空き家の事例について、私の体験からちょっと申し上げますと、自分の住んでる東隣の家が空き家になりました。その家の所有者には「高校生がたばこ吸ってるんで、火事になると困るから」と伝えたところ、きちんと撤去してくれました。やはりこれは持ち主が特定されているケースですが、当然本庄のなかには持ち主がなかなかわからないという空き家もあると思いますが、原則空き家は所有者はある程度わかるのかなと思いますので、そこでまず持ち主と直接交渉することができるのではないのでしょうか。もう一つの事例は、家の所有者が土地を借りて住んでいたんですが、賃貸契約も終わらせて他に住んじゃったために、家が空き家になっておりました。その家について地主の方に「賃貸契約終わったんなら現状復帰させなさいよ。基本的に現状復帰して出て行くということは空き家を撤去して出ていくというのが賃貸契約上の約束なので、お手伝いしますよ」と伝えました。家の撤去するには本庄市内どこでもそうだと思うんですが、隣の家の敷地を通らないと物理的に困難な状況にあると思うんですね。その持ち主の方には「年内であれば、自分の家の敷地に重機入れていいから撤去してください。年内にやらないんであればもう敷地の使用はお断りして、人手で撤去してもらいますよ。費用もたくさん掛かりますよ」と伝えました。やっぱり他</p>



	<p>人任せっていうか、近隣の方がまず自分のところでどれだけ解決できるんだという努力は必要なのではないか。というのは、それで被害被るのは、もらい火事等もありますので、近隣の方々なので、やはり一つは身近な問題として自らが努力してみることが必要なのではないでしょうか。最初の行動はそういうことから始まるのかなと思います。それで全てが解決できるとは思いませんけれども、解決事例もあったという形ご紹介したいと思います。</p> <p>これからそういう空き家になりそうなときにはなるべく所有者と早めにいろんな情報をもって動く。さっき言ったように、行政では全てできないと思います。これからは。身近な自分たちのそういう話し合いで納得してもらっていく必要性が一つあると思います。</p> <p>それから、いま齊藤さんご紹介ありましたように、いろんなサロンがどんどん本庄市内で結成されております。この問題点でも取り上げたように、サロンというのは目的が非常に限定化されて運営されているケースが多いので、そういうものをいかに複合化して一カ所でできないだろうかという観点もあるかと思います。さきほど齊藤さんがおっしゃられたように自治会館建てたなかでできるんじゃないかとか、そういう自治会館も完全に民ではなくて、公に近い形にしてもよいのではないのでしょうか。それ以上に、公民館が全くこれは公的な建物としてありますので、自治会館と公民館をもう少しうまく活用すればサロン活動はうまくいくのではなかろうかとも思います。ただそれをする指導者っていうのか、私の意見でも書いたように、誰がリーダーになって、誰がこのテーマ1でも出てきたようにコーディネーターとして強く指導をしてくれるかということは大切です。それにはやはり権限と財源がないとできないんじゃないのかなと思ってますので、この地域福祉計画のところではその辺のところも含めて検討しないと、絵に描いた餅の計画では全く市民の安全安心というのは確保できないんでないかなと思ってますので、今日以降期限は限られてますけど、深く取り下げて皆さんと一緒に勉強できたらいいかなと思ってますので、自治会の悩みはいっぱい話してみてください。お願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地域と言ってもいま人口減少で各地域参加してくれる人が少なくて大変だなんていうこともよく耳にしております。自治会長さんからも耳にしますし、民生委員さんなんかからもそんなことをよく耳にします。いろんなことがそういう役を背負った人たちの方にどんどん重くのしかかってしまうような、そんな時代になっちゃったのかなと私も感じてるところでございます。すみません。余談でございます。他にテーマ2について皆さんより何かありますか。堀口委員さん。</p>
堀口委員	<p>テーマ2の小地域への支え合い活動をどのように整備機能させるかということなんですが、学校という立場からいろんなお話、簡単な事例を話させていただこうと思います。</p> <p>私は3年前に共和小学校というところに校長として秩父から着任したわけな</p>

んですが、早速の課題が空き家の問題でした。共和小学校のプール脇の防球ネットに藤のつるが絡まっていて、これが防球ネットがそのまま藤のつるを置いとくとそれが壁のようになって強風があったとき、強風でもあったら倒れてしまうんじゃないかっていうことで、早速本庄市の方に私の方が要望を出しました。ところが、学校に隣接している家が、いま話題になっている「空き家だよ」ということで、勝手に枝を切ることはできないと言われてしまいました。ですので、「防球ネットに絡んでる部分については私どもの方でやってもよろしいか？」っていうふうお聞きしたところ、「やっぱり私有財産の関係があるから、公共の学校がそういうふうによってもらっても困るから、まずは個人情報を持っている市役所の方で対応しますよ」ということで、対応してもらったんですね。でも、なかなかうまくいかないのでも「直接財産の所有者と私がお話をしたいんだけど」と言っても、その個人情報は提供できないというわけなんです。そうしているうちに自治会長さんが私の悩みを聞いてくれて、空き家の持ち主の連絡先を教えてください、私はその人に、こういう状況なんですよ、と話をしたところ、学校が言うんだから、ということで、早速動いてくれたわけですね。ところが、その人が東京都内の方に住んでいるということで、1回来て簡単にやって帰っていただけということもあり、なかなかうまくいかなかったのでも、また同じ状況になれば、持ち主に一報すれば学校が処理してしまってもよい、という約束をしています。なんでこんな身近な事例を言ってるかっていうと、空き家一つでも条例規則があって、簡単には個人から手を出すことができないという状況があるわけです。私の事例はその所有者が連絡付くような世代なもんですから、良かったわけですが、うまくいかない場合もあります。私の前任校は小鹿野町の三田川中学校ですが、小鹿野町はドーナツ化現象が激しくて、高齢化率も高くなっている状況のなかで、町中に空き家があるんですね。でも、世代をまたいで空き家になっているものもあるので、町の方で所有者を探してと言っても、わからないような状態になっているようです。そこで、町の条例を改正して、所有者が分からない場合には解体してもいいでしょうということで、やっと1軒を解体して、そこに皆が集えるような福祉的な施設を仮に建てて、そして風通しのいい町づくりを行って、という取組をいま一つずつやってるわけです。本庄市は発展的な町ですので、秩父の事例はそのまま参考にはならないかと思いますが、もしこういったケースに手を出さないでいると所有者が亡くなっていくっていきますので、一つには福祉にも関係するような事例が出てきちゃうんじゃないかと思います。

やはり、市としては条例規則を改正して、そういうとき例えば「家が倒れそうだよ」とか「大きな枝が出るよ」というときは、所有者でなくても、強制執行じゃないですが、手が出せるような状態を時間を掛けて一つ作っていかなくちゃいけないんじゃないかな、ということが一つあります。空き家を新しいうちに、再生利用可能であれば、学校としては学童保育の施設として

使ったりすることも可能でしょう。そういうふうなことも一つはあります。これが近隣の小鹿野町の例です。

それから私は今、長瀬に住んでいるんですが、長瀬も高齢化率が本庄よりも高くなっています。長瀬も福祉に対してなかなか一生懸命頑張っている地域で、一つの地域にある福祉施設ができました。そこは「地域の人たちにサロンの使ってほしい」ということで建てられた施設で、町としては町全体の拠点として使ってほしいのだと思います。ただ、やっぱり小さな町であつたりすると、町の中でも特定の地域の人たち同士の結束が固いものですから、「俺たちのところに違う地区の人が来てもらっちゃ困るよ」という発想が出てしまうんですね。だから、そういうふうな福祉を進めているときに、この地区、この地区って皆いろんな地区にいろんな建物をつくっていることも大切なんかもしれないけれども「俺たちのところには他の人が来るな」という発想にならないような福祉施策もつくっていかないといけないかなって思うふうになっています。

私が日頃一つのいい策だと思っているものがあります。町が主体となって巡回型の「おなか元気教室」というようなもので、高齢者を対象とした体操の教室を巡回的にやって行って A 地区では何月何日、B 地区では何月って全町で回っていくようにして「どこに行ってもいいですよ。都合が悪ければこちらに行ってもいいですよ」とすれば、町が主体的にやっているのだから「俺たちのところに来るな」ということは言えないわけですよ。そうするといろんな人たちの交流の場になっていったというので、これが一つの策だったなというふうに思っています。

本庄市でも、地域福祉課でもいいし、子育て支援課でもいいし、社会福祉協議会でもいいと思うんですが、そういう人たちが巡回式にその講座を持ち回りで行って行って、少しでも多くの人たちの交流の場をつくっていくというのでも策なのかなと思います。

あと1つ、私は寄居町に教員として生活して勤務をしたんですが、寄居町の防災拠点としてやっぱり学校がありますね。本庄市も実は防災拠点としていざとなったときには避難場所として小中学校があるわけですが、いま本庄市の現状を見ていると防災倉庫すら一つもありません。私も日々ドキドキしています。何かあったときに共和小学校が避難場所だとなつていますが、「どうするのかな。何も無いな。毛布一つもないな」と。寄居町では各学校に防災倉庫を設けて、ある程度の毛布であるとか、緊急炊き出し用の機材を置いているとかっていうふうな取り組みをしています。

長々とこう話して何が言いたかったかと言うと、やっぱり成功している東京都江戸川区の例であつたり、福岡の例、大阪の例ってやっぱり遠いところの例じゃなくて、身近な市町村で苦労してる部分があつて、もしかしたらそこに小っちゃな解決の糸の策が隠れているところがいっぱいあるんじゃないかなって

	<p>いうふうに思うんです。本庄市でももちろん他の市町村からみたら良い事例があると思いますよね。そういったものをもしかしたら身近なところで探していただいて、解決できるものから解決していったらばちょっとでもこのテーマ 2 である小地域の支え合い活動っていうのが整備できてくるのかなと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。本当有り難いご意見だったかと思います。どうでしょう。今のご意見ももっともなのかなっていう部分があったんですが、事務局、ご意見を聞いてみてどうでしょう。</p>
事務局 (関根係長)	<p>はい。いま堀口委員、栗原委員からも、お話のなかで先進自治体の事例を参考するのもよろしいけれども、本庄市にあった形の身近な自治体の参考事例がありました。さまざまなサロンの活動ですとか、本庄市内でいまサロン活動が、話も出ておりましたが活発化しております。このサロンについては基本的には歩いていける範囲内ぐらい。主に自治会エリア等を対象に展開されている居場所づくりの取り組みなんです。本庄市内では高齢者の方を中心に対象としているところがございます。そうした取り組みのなかでサロンの活用の部分で今後の展開のなかで本庄市にあったスタイルというのでも検討されておるのかと思いますし、また世代間交流等取り入れられてるサロンもございます。本庄市でどのような展開をしていくかという部分、検討していくというのも一つの方法かなと思ってるところでございます。</p>
事務局 (井田主事)	<p>市の方から少し関係する、本庄市内の事例をご紹介させていただければと思います。いま堀口委員の方からお話があった通り、なかなか閉鎖的になってしまう住民の方がいらっしゃったり、自分の地区以外の方が参加するのはいかがなものか、というような意見が出る場合も、場合によってはあるのかなとは思っております。現在、本庄市内で認知症対策として「オレンジカフェ」というのがいろいろなところでやられているんですが、一つアピタの商業施設のなかで開催されているものがあります。そこでは、買い物にいらっしゃった方が誰でも寄れるような、そういった場を設定をしている取り組みもございます。</p> <p>他にも、飯塚委員が行っている若者応援サロンも、特にその地域を縛らないような活動を行っているものです。やはりいろいろな形のサロンなり、集まりの場だったり、そういったものがあつた方がよろしいのかなと思っておりますので、その地区でやっているんだというような、地域の方のためにやっているところもあれば、そういうことには限定しないでやっているんだというサロンや交流の場が、多様に展開されているのが良い地域なのではないかなと、堀口委員のお話を伺って思ったところがございます。ただ非常に重要なご意見だと思いますので、そちらも踏まえて検討させていただければと考えております。</p>
議長	<p>はい、種村さん。</p>

種村委員	<p>さっきから、空き家をサロンで活用しようみたいな流れにだいぶなってるようなんですが、空き家が多いっていうのはいつ久しく言われてることでございます。質問なんですが、先ほど自治会長がおっしゃられてましたけど、行政サイドが本当に空き家を把握してるのか、してないのかっていうふうな部分と、実際に使わなくなった土地だとか、建物があれば不動産屋に連絡して貸し出しますよっていうふうな手を挙げるのがしっかりとされているのか、ということがあると思います。空き家の場合はたぶんそういう形になってない。ただひたすら放置されてるっていうようなことだと思います。当然空き家って言うても一口で言いますと、先ほど言ったようにサロンに改造できる程度の建物もあれば、朽ち果ててしまって、ちゃんと撤去しないと危険だっていうものもあると思いますので、いろんな、例えば ABC などランク付けるとあるんだと思いますよね。正直言うと私も本庄市で法人化を狙ってるんですが、その活動拠点をどこにするかというふうな部分で、建物の情報を得たいわけです。そうするとどうしてもコネクション、自分の知り合いだとか、同級生だ、親だ、兄弟だ、親戚だっていうところの空き家なり空いてるスペースを借りるなんて話になってしまうんですが、本庄市にいわゆる住んでない人たちからすれば、空き家を借りさせてもどこへその話を持っていったいいのかわからないんじゃないでしょうか。先ほど言いましたように不動産屋をいければそれなりの建物はあるんでしょうけども、われわれみたいなボランティア団体ですと、家賃を払うとか、ほぼ不可能に近い状況です。そうすると、安価でかつ地元の中心に近い部分に拠点を構えたいっていうニーズがあるんだと思います。そういう場合、行政の方でそのデータをかき集めて、先ほどおっしゃられたように持ち主を探すのに市の方からは提供できない、情報提供できないというようなことであれば、間に行政が入って買いたい側、行政、それと貸したい側や、放置されているその建物の持ち主との間に立つような、まさにそれこそコーディネーターだと思うんですが、そういうふうな組織、形をつくっていかないと、ただただ空き家対策どうしましょう、どうしましょうって言うても仕方がないのではないのでしょうか。ニーズがあるのであれば、その間に行政がちゃんと立たないといけないと思います。</p> <p>逆に言うと、情報を握っているのにも関わらず、それを提供しないとすれば、それじゃあ、何の解決策にもならないんじゃないのかなと思います。空き家が出たら、全て不動産屋さんに主に情報を流す仕組みがあるのであれば、それは基本的にはわれわれの方としても不動産屋さんの方へ行けばいいわけです。しかし、そうじゃなくてただ空き家が放置されてて、それを行政も把握できてないとすると、「じゃあ、どうするんだ」って話になるわけです。やっぱりそこは行政が持っている情報をうまく利用して、直接じゃなくてもいいから、その間に立って有効活用できるような、そういうふうな仕組み自体をつくっていかないと、基本的にはこの問題は解決しないのではないのでしょうか。要するに福祉</p>
------	---

	<p>って一口で言いますが、別に福祉っていうのは問題があるから福祉っていうわけじゃないですよ。障害者問題や高齢者問題など、問題があるから、皆福祉として取り上げられますけども、福祉という言葉自体は本来市民全体がいに幸せに暮らせているかっていうのが「福祉」っていう言葉だと思っています。そんななかの1つ1つの問題ができるから何とか福祉っていうふう縦割りにしていくわけなんで、相対的な福祉っていうふうな考え方からすると、いま言ったその空き家対策も十分その福祉のなかに含まれて、かつそれを解決するためにわれわれみたいところのいわゆる問題を抱える福祉組織がそれを利用するにしても利用できない。要するに利用したい人が使える仕組みづくりっていうのが必要になってくるのかなと思います。そういう意味でデータをいい町づくりに利用できれば本当の福祉に至っていくのかなといま、皆さんからのお話し聞いて思いました。以上になります。</p>
議長	はい。事務局の方でお答えください。
事務局 (井田主事)	<p>事務局の方からまた回答させていただきたいと思います。空き家がどれぐらい把握されているのかということに関してはすみません。地域福祉課の方からなかなかお答えしかねる部分があるんですが、一つ、いま種村さんの方でおっしゃったそのシステムどうやってつくっていくのかというところで一つ参考になるんじゃないかなという事例がございます。今回、事前配布をさせていただいた資料の他市の事例のなかの18ページ19ページでございます。これは先ほど関根の方から説明があったところなんです、大牟田市と社会福祉協議会の方で居住支援協議会という、住まいが見つからない方を支援する組織をつくるなかで行っている事業の一つでございます。大牟田市では、空き家情報、例えばこういう空き家がだいたい月額どれぐらいでどんな物件をいま空き家として活用できますよ、というような情報サイトをつくってるんですね。これは「住みよかネット」という名称でホームページがありますので、お時間あるときにもし良かったら検索いただければと思います。これは最近始まったものらしいのでまだあまり情報が多くはないんですが、こんな形でホームページ上で公開をしている自治体もあるということでございます。ですので、本庄市としてどういう形が望ましいのかということですね。空き家に関しては都市計画課の方が担当しておりますけれども、庁内検討会議の委員にもなっておりますので、庁内でも議論を進めさせていただきたいと考えております。一つ事例としてご紹介させていただきました。</p>
議長	高橋委員さん。
高橋勉委員	<p>高橋です。 実はもうご承知の事だとは思いますが、国の方で空き家の調査員の資格と</p>

	<p>いうのをつくっております。これは誰でも手を挙げればいいということではなくて、一応建築士の資格を持っている方が対象になって、建築士会とか、あるいはそういった公共の団体の方、建築の団体の方で、講習会をもっております。講習会は夕方までの講習会の時間で、なおかつ最後には修了試験があるというようなものです。どういうことかと言いますと、空き家にはどうも二種類あって、放置されていてなおかつその誰も持ち主がないような空き家っていうケースもあれば、売買っていうものが可能であるようなケースの空き家ということもございます。いま制度化されている空き家っていうのは売買を対象とした場合の空き家のことなんです、その空き家についてはこれは建築の資格を持っているものがそこに立ち入りまして、いろいろな情報、チェック項目がございまして、その項目についてチェックをしたものを売主の方に渡す。それで売買についてはそういったチェックがされているものが一つ条件になるというような動きを国がやろうとしております。これはつい最近の話です。インスペクションってちょっとわかりにくい言葉なんです、埼玉の建築士会の方でもそういった国の方針を受けて講習会をしているということは実はこれデータベース化ができるんですね。平面図から、それから築何年っていうものから建設連動データベース、それから平面図、建物老朽化というような項目も調査のなかには含まれているようです。これを利用するっていうことは財産になりますので、その財産が適正かどうかということも一つには条件になってます。これは先ほどの種村さんがおっしゃられたようなこれから本庄市はどのような方向に向かうかっていう意味でも非常に重要な空き家でございます。国はいま空き家について本当に頭を抱えているんですが、実はその空き家についてこうしようっていうような大きな意味ではまず技術的な問題からそれを捉えていこうじゃないかっていう動きです。</p> <p>それから、やはり空き家は、長く継続するように世代、世代で残していけるような財産となれば大きな価値を持ちます。私たちはそういった持続する社会っていうものも非常に魅力があるんじゃないかなっていうことから、空き家をもう一方の目で見たいなとは思っております。</p>
議長	<p>他にございませんか？</p> <p>野本委員さん。</p>
野本委員	<p>②の小地域における福祉拠点の整備についてなんですが、テーマ2にありますように例えば私の考え方なんですけど、要するに論点の1の最後の方に「仕掛けが必要なのではないか」、こういうようなアンケート結果で出てきたようなこと、論点で整理されてるようなこと。こういうようなことを解決できるような、動いてくれるような人間探し、仕掛け人探しているのが非常に大事なことじゃないかなと思っております。そのためにこのアンケートにありますように、解決する単位は隣近所、自治会区域が多いっていうわけですから、例えばこういう自治会、町内会ぐらいで支え合いリーダーのようなものをつくって、全く</p>

	<p>の無償じゃなくて、そういうリーダーになってくれた人に年間本当の気持ちぐらいの金額でもいいと思うんですけど、報酬のようなものがあれば、励みになると思います。こういうようなリーダーになる人は、これからますます各地域町内でも高齢者が増えて、じっとして家にいる人が多くなっていくわけですから、そういうなかから比較的地域に長く住んでいて、顔見知りが多くて活動できるような人に自治会の役員等になっていただき、そういう方が一番情報が入るわけですから、自治会長なんかからも推薦してもらえたりして、コーディネーターになってもらう、ということもよいのではないのでしょうか。</p> <p>場所としては税金なんてない時代ですから、現在の集会所とか公民館を利用する。集会所は無人が多いと思いますけども、公民館ならばまだ事務室に職員がいるわけですから、そういうところにもリーダーみたいな人を探して募集してもらおうなど動いてもらえば、多少はできるのではないかなと思います。いまの公民館とか、自治会の組織だけをお願いするっていうのは既に公民館や自治会は仕事を目いっぱい抱えておりますので、この公民館の仕事をイベントの開催とか、そういうようなことではだぶってる面もありますけども、サロンサポーターとしても私が言ったようなリーダーを探すことを一緒にやってくれるような人を探してささいなお礼をやる。励みになるような仕組みをつくってあげればこういう新たなボランティア的なリーダーが備わってくるんじゃないかなと、この小地域の支え合い活動の解決の整備と対策として考えました。以上です。</p>
議長	ありがとうございます。どうですか、何か。
事務局 (関根係長)	<p>野本委員の方から拠点整備のお話がございます、論点1と2にまつわる部分とさせていただきます。地域福祉活動を展開していくための仕掛けをどうするか。それとそのなかで身近な地域でそういうネットワークを構築していくということに関して、どんな仕掛けが必要なのかということと、あとは人材育成についても少し触れていってよかったかと思えます。まずその地域福祉活動を展開していくための仕掛けとしましては地域にはまさに地域福祉に取り組んでいらっしゃる人材がいま既にたくさんいらっしゃいます。自治会さんの活動もそうですし、民生委員さんの活動もそうです。自治会さんのなかには地域のなかで見守り活動に取り組んでいらっしゃる場所もございまして。そうしたさまざまな活動が現に地域で取り組まれているなかで、それをまさにまた新たな人材もとを取り入れながらどのように展開していくかというそういう仕掛けをどのように考えていくかということが重要になってくるかなと思っております。人材の確保ですとか、育成の部分はテーマ3の方にも出てまいるところでございますが、そうしたところも社会福祉協議会でもさまざまなボランティアの育成の講座を開催したりですとか、あるいはいま介護保険制度の生活体制支援事業、そのなかでも地域の支え合い、取り組んでいただけるサポ</p>



	<p>一ターの養成などにも取り組んでおります。そうしたものを全体的にどのように仕組みをつくり、仕掛けていくかというところを、この絵を描いていくのがこの計画のなかで必要なと感じているところでございます。</p>
議長	<p>神岡委員。</p>
神岡委員	<p>私は、後見人の仕事をしているんですが、やはりきちんとした事務所を構えたくていろいろなところを探しているんですけど、情報がなくて、不動産などに頼みますとちょっと高いものですから、やはりそういう情報が欲しいということと、相続人の方に実際に「この土地と建物はあなたたちが相続するんですよ」というふうにお話ししても、こういう方はほとんど「要らない」と言うんですね。「放棄します」と。そういう方が非常に多くて、そうなった場合に今後、市がどういうふうに対応してくのか、最近すごく心配しております。それが、土地もアパートとかあるんですが、もう誰も住んでない、朽ち果てているような、そういうものが多いんですね。いい場所でしたら「処分してほしい」と言うかもしれないんですけど、財産放棄する方が非常に増えてます。今後市の方でもそういうことも進めて考えていただきたいと思います。どうもすみません。じゃあ、ちょっと孫が帰ってきますので、いろいろな事件が多いので失礼します。</p>
議長	<p>ありがとうございます。意見として。じゃあ、宮里委員さんどうぞ。</p>
宮里委員	<p>先ほどの空き家の事ですが、高橋さんが空き家の調査員の資格をお持ちだそうです。</p> <p>人材がいっぱいいますので、空き家対策は早急にやっていただきたいと思います。実際に、ご近所に空き家がある方から「草ボーボーで怖い」と言うお話を良く聞きます。先ほどの大牟田の例ですが、前回お話しさせていただいたのですが、大牟田の様に「すぐに使える家」「使えない家」をきちんと把握していただけないでしょうか。地域のなかに、すぐ使える空き家があり、貸して頂けるなら、常設の地域のたまり場として、すごい活動ができると思いますし、必ずそこには一緒に活動してくれる仲間もいると思います。小さなエリアごとにそんな場所があったら見守りにもなります。</p> <p>ただ、そこへも出てこれない人にどう対応していくのが問題です。</p> <p>訪問する事も難しいので、市で訪問員を育成して頂き、訪問員として認定して頂けるような体制をつくって欲しいと思います。</p>
議長	<p>事務局、お答え何かありますか？ 有り難い意見ですね。何かあればお答えください。</p>

<p>事務局 (井田主事)</p>	<p>そちらも含めて検討させていただきたいと思います。一つすみません。宮里委員の前に野本委員の方でご意見あったところに関して、ちょっと事務局の方から一つ説明させていただいてもよろしいでしょうか？</p> <p>野本委員のご意見のなかであった部分で各地区のなかに例えばコーディネーターのような人材を確保していくというところで、その方が中心になって地域福祉活動をやっていけるような体制を整えたらいいのではないかというようなご意見だったと思います。ただ、その自治会さんがそのような役割を担うのはやはり難しいというのが野本委員からのご意見だったと思います。そうなった場合、コーディネーターになった方にその地域の活動全てを統括してもらうというのはなかなか人員として難しい部分があるのではないかなと考えておまして、やはり点の活動ではなくて、面の活動をどういうふうに展開できるのかというところを計画のなかでは議論していった方がよろしいのではないかな、と考えておるところでございます。そこで一つまた他市の事例ということで、先ほど関根の方からもあった事例についてまた再度ご紹介させていただきたいと思います。事前配布の「他市の事例」の資料の20ページから大阪府豊中市の事例がございます。先ほどの関根の説明とも若干重複してしまう部分でございますけれども、要点としては、小地域のなかでの活動を組織的に展開する仕組みが大阪府豊中市ではできているというところがございます。1人の人が頑張るのではなくて、いろいろな住民が力を合わせてやっていくと、そういう仕組みがあったらいいのではないかなとも考えるところです。21ページにございます豊中中学校区のこの社会福祉委員会の活動内容は、児童から高齢者まで非常に多岐にわたっております。これが地域の中で計画的に進められている、そんな自治体もありますので、本庄市にこういった形が展開されるのが望ましいのかというところがまた今後の議論もあるところではあるんですが、ぜひこの地域福祉計画のなかでまた詳細詰めていければと考えております。委員の皆さまからも何かご意見ございましたらぜひ、よろしく願いいたします。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>他にはございませんか？ 無いようですので、私の方から事務局の方に今後の会議の進め方においてちょっと一つ注文付けさせていただきたいんですが、今回のこの論点の案のなかで、例えばこのテーマ2のなかで「空き家」っていうものが何か所も入ってるんですね。さっき事務局の方の説明で「把握してるか否かはこの地域福祉課の方では答えられない」という話だったんですが、空き家があるか、ないかも把握してないでその議論っていうのは本来成り立たないものじゃないのかなと思うんですね。やはりこういうふうに提示するからには例えば高橋委員さんおっしゃった通り「売買できるような空き家はどのぐらいある」とか「解体を即しなればならない空き家はどのぐらいある」とか、そのぐらいの数字が提示できる、そういうデータを基にやはりこういうものっていうのは議論すべきだと思うんで、今後例えばただ単に「こういう意見があったから皆さんに提示します」っていうのではなくて、その根拠となるものをし</p>

	<p>っかりと今後の会議のなかでは示していただきたいと思います。そうするともう少し建設的な意見になっていくんだと私も思うんですね。この委員会において、この審議会とかこの計画のなかで空き家があるから解体をするか、しないか、そういう計画ではないですから。しかしながら残念なことにそちらの方に議論が特化してしまったっていうのはやはりそういうところに原因があるんじゃないかなと思うので、しっかりとしたデータを基に議論をしたいので次からお願いいたします。他にはございませんか？ 栗原委員さん。</p>
栗原委員	<p>いまの広瀬議長の意見、われわれが本来審議会で議論することにふさわしい前提となる情報が庁内検討委員会で議論されてるのか。これも庁内検討委員会で通した文案が出てきてるんじゃないかなというときに、じゃあ所管部署から空き家は現在どういう状況にある。あるいは空き家の管理状況はどういう状況になってますというような説明は、事務局だけでなく、庁内検討委員全員に共有されなければならないことだと思うんです。まずは庁内のなかではわが事・丸ごととして情報共有がされてないと、なかなかこの議論進まないと思います。そういう意味も含めて、私は「庁内検討委員会の会議録出してください」ということも申し上げましたが、ここに委員名が匿名だときちんと所管の部署がこの文章に責任持って発言してるのかが分からないとすれば、会議録として、こんな失礼な資料はないと思います。いま言った広瀬議長のこともやはりここでわれわれが検討するなかで本庄市の状況把握ができてなければ、一番困ることなんですね。それはこれ資料以前の問題で庁内検討委員会でそんな基礎的なことは当然把握されて、さっき学校長の方からも防災避難所として指定されている学校に避難用の設置っていうか、用具場所が設置されてない。私初めて聞くし、本当にそうなのかな、と思います。なぜ本庄市は防災倉庫が無い学校を避難場所に指定するのでしょうか。そもそもの議論がやっぱり本庄市は少し甘いんじゃないのかな。じぎょうとしてやっています、ということと、それが実際に十分機能が果たされているのか、ということをいま少し庁内のベースでもっともっと煎じ詰めてほしいと思ってます。それでそういう意味も含めて私は庁内検討委員会の会議録を出して欲しい。私は他の会議の会議録も見てます。やっぱり総合振興計画等の会議録でも不十分なところが多々出てきて、いま議長が指摘するように基礎資料をどのくらい本庄市は持っているか。さっき言った空き家のことでも空き家バンクにデータベースはありますっていうのであれば、これはそんなこと議論しなくて済んじゃうんですよ。空き家バンクのデータ作成もしてないんですかっていう話です。これは所管部署が違うから今はなんとも言えませんが、さっき種村さんが言ったように福祉っていうのは、別に「福祉」という言葉が付くから障害者とか子どもとか、そういうことじゃなくて、要するに地域で社会生活を送るのに安全安心で生活できますかっていう観点から捉えればいいだけで、空き家もそうだし、ゴミ屋敷もそうですし、全てが重なってくる。そうだからこそ、横軸取りしましょう。横軸取りしたらほとん</p>

	<p>どいま総合振興計画持ってきてますけども、本庄市の総合振興計画、今回横軸入れてもらって、大変有り難いんですが、福祉分野から見ると横軸で横断的に見ていきますと、ほとんどの分野が引っかかってくると思います。この問題も含めて通学途中の問題も含めて、単に学校だけの問題ということではなくて、地域の安全安心ということに含まれると思いますので、そういう意味も含めて庁内検討委員会の会議録、やっぱり記名式にしてほしいということと、そこに基礎的な資料をもっと審議会に挙げる前にもっともっと庁内で検討していただきたいというのがお願いごとでございます。</p>
議長	<p>次の審議会のときにはそこで提示されるものについてはデータをしっかりと手元に持った上で会議ができるようにちょっと努力していただけたらと思います。他にございますか？ それでは無いようでございますので、時間もありますので次のテーマ3の方に移らせていただきます。テーマ3につきまして説明をお願いいたします。</p>
事務局 (関根係長)	<p>では事前配布資料①の2ページ目をお開きください。③の「地域住民等が主体的に地域福祉活動に参加するための仕組み」でございます。右側のページですね。調査等の主な結果でございますが、黒ポツの四つ目でございます。地域で孤立しないためには多くの方が住民の助け合いや見守り活動が有効と考えている。次です。隣近所への手助けについては声掛けやゴミ捨ての手伝いなど、身体的時間的負担の少ない活動が上位に回答されている。また少し飛びまして、この住民アンケートのなかの下から3行目の部分につきましては、地域活動に参加していない人は幸福度が低い傾向にある。またその次でございますが、地域活動に参加したい人の主体性の程度は増加している。機会があれば参加したい、できる範囲で参加したい、の回答率が前回の調査と逆転して増加傾向にあるというところがございます。また次の住民懇談会等の報告書からでございますが、黒ポツの三つ目でございます。ボランティアのポイント制度をつくる、お節介な人を増やし、おせっかいありがとう賞をつくる。また三つ飛びまして、中高生のボランティアをしたら単位取得や成績に反映させる。金銭に限らない対価を支払う。こうしたところは評価と報奨の部分でございますが、ボランティア活動の評価をどうつくるかというところなんです。また平成28年度の地域福祉関係団体アンケート報告書などは団体が地域活動を行う上での課題は活動が認知されない、されていないことが最も高く次いで活動のマンネリ化と回答されている。やはり承認という部分が活動の動機づけになるともあろうかと思えます。左側のページにまいりまして、白丸二つにまとめてございますが、福祉への関心は市民全体として高まってきている。ただ自分ごと以外の地域課題に関する関心はどの世界においても低い傾向があるというところがございます、日常生活のなかで助け合いや見守り活動の必要性を認識していくという部分がございます。また次の白丸では地域活動を行っている人や団体は地域住民に活動を認知してもらいたいというふうなところがあり、また活動のマンネリ化を</p>

	<p>課題として認識している。以上のことから論点四つ掲げてございます。論点 1 としまして、地域住民がさまざまな地域課題をわがこととして認識し、気軽に地域活動に参加していくために多様な人が参加できる地域活動の企画を行うための仕組みづくりが必要ではないか。論点 2。地域活動に参加を先導していくリーダーの人材育成。また社会教育や生涯学習の講座の成果を地域で実践していくための仕組みづくり。論点 3。将来的に地域活動を担う人材を育成するため、義務教育段階からの学生から福祉の体験学習を超えた地域課題の理解と解決を議論、実践していく福祉教育の仕組みづくり。論点 4 としまして、地域活動を行っている人や団体の活動を周知するとともに、活動を継続していくモチベーションを高める。地域活動を適切に評価していく仕組みが必要ではないか。こういったことからテーマ 3 としまして「地域活動人材の発掘と育成はどうあるべきか」というテーマを掲げてございます。ここで想定される施策でその下ですね。①から⑦まで記載がございしますが、住民が地域について協議を行う場に関する施策ですとか、E ラーニング等の活用による生涯学習、社会教育活動の多元化に関する施策等々を例として掲げているところでございます。テーマ 3 についての説明は以上とさせていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>それではテーマ 3 につきまして説明いただきました。皆さんからこれから質疑をお受けするわけでございますが、皆さんにその前にちょっとお願いがございします。時間も限りがございますので、質疑の方、また説明の方も簡潔にさせていただきますようご協力お願い申し上げます。それでは質疑を受け付けます。皆さん、何かございますでしょうか？</p> <p>無いようですので、次に移らせていただきます。それではテーマ 4 につきまして説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (関根係長)</p>	<p>続きまして、同じく事前配布資料①の 3 ページ目をお開きください。左の④で地域や福祉へのアクセシビリティに関することとございます。右側のページの調査結果からの主な内容でございますが、まず一番上の住民アンケートなんですが、一つ目。地域活動に参加するためには自宅の近くで気軽に経済的な負担がなく、時間的に自由に参加できる活動であることが条件と回答されていると。特に高齢の世代ほど自宅の近くで身体的な負担がないことが望ましい。また若い世代については経済的な負担がなく、時間的に自由に参加できる活動、参加したいという傾向がございました。また次の黒ポツですと、買い物などの便利さに対する満足度は路線バスが運行していない地域ほど低い傾向があるというところでございます。公共交通機関の問題にもなってくるかと思っておりますけれども。続きまして、次の一つ飛びまして多くの人が困ったと認識したときには「福祉サービスを利用したい」と回答している。その次にございますが、民生委員や社会福祉協議会の認知度は年代が若くなるほど低くなっているという傾向がございました。また次のヒアリング報告書のなかからでございますが、病院や施設への通院、通所にあたり、制度的に同行支援が難しい。また次の住民</p>

	<p>懇談会のなかでは災害時の安全な場所までの移動手段がない。サロンなど外に出たいが遠くて歩くのが大変、歩いて行けない等々の移送に関する問題等が主な内容として挙げられたところでございます。こちらに対しまして、ページの左側ご覧いただきたいと思っておりますけれども、白丸四つに掲げてございます。地域活動に参加する場合に高齢世代になるほど身体的負担や活動場所までの距離をハードルとし、また道路や交通機関の使いやすさに対する満足度は高齢世代ほど、かつ路線バスの運行してない地域ほど低くなっている。また移送に関する制度的問題や社会資源が乏しいといった状況が発生しているというところがございます。次の白丸でございますが、地域活動には若者には経済的・時間的なハードル。高齢者には身体的なハードルが存在している。次の白丸ですが、福祉や地域活動に関する情報は多くの方が行政窓口や広報誌から取得。ただ年代によって差があるというところがございます。次の白丸ですが、若い世代ほど民生委員や社会福祉協議会の認知度が低くなる傾向。地域によっては自治会活動を身近に感じてない人も生じ始めているというところがございます。こうしたことから論点三つを掲げてございます。論点 1。市民誰もが日常生活や社会参加を十分に行うためにドアツードアの移動手段を構築する必要があるのではないか。論点 2。移動困難地域において、買い物や移動等の日常生活を送るための移動販売の支援や訪問診療体制等アウトリーチ機能を構築する必要があるのではないか。論点 3。住民が福祉サービスが必要になった時点で迅速かつ自発的に相談等ができるよう、また地域活動に参加したい人が自分に合った活動を選択できるよう多様な経路、形態での福祉情報や地域活動の情報等を提供・共有できる体制を構築する必要があるのではないか。以上のことからテーマ 4 としまして、地域や福祉へのアクセシビリティをどのように確保するかというところがございます。また想定される施策の例としまして、法人等地域資源の活用による移動支援事業に関する施策。民間企業や住民による訪問販売等買い物支援事業に関する施策等々を掲げてございます。テーマ 4 につきましての説明は以上とさせていただきます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、テーマ 4 につきまして説明いただきましたが皆さんより意見等ありましたら挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか？</p> <p>宮里委員さん、どうぞ。</p>
宮里委員	<p>移送についてですが、いまのデマンドが非常に使いづらいということはいろいろな人から聞きます。以前の川越で移送の講演会に行き聞いた話ですが、ボランティアの人たちで移送のお手伝いをしているのですが、自分の車で移送するということは車に何か遭ったときに大変だというような意見がありました。それから、車を運転している方は一応ボランティアとして動くので、社協等の保険に入っていて動いて、そういうところがあちこちにいま出てきています。社協や市で車を確保していただいて、ボランティアが集まって動けるよう</p>

	<p>な体制ができれば良いと思います。</p> <p>今、スーパーなどが移動販売車で買い物難民の人達の地域を回っている所もあります。</p> <p>この間「健康寿命延ばそう」という講演会を開催したのですが、実は健康寿命の延伸のためには外へ出ることがとても大事で、一つの秘訣だということを知りました。</p> <p>今、いろいろな企業が地域貢献を考えています。移動販売車もありますが、スーパーなどの大型店と協力して、訪問販売ではなくて、移動手段がない方をお迎えに行き、いろいろなものを見ながら買い物するような体制は出来ませんか。</p> <p>もし、これが出来たら外出のためにちょっとおしゃれをしようと思う。この気持ちがとても大事だと思います。</p> <p>市がつなぎ役となって考えていただけたらいいかなと思います。</p>
議長	<p>それではお答えをお願いしたいと思います。はい、どうぞ。</p>
事務局 (井田主事)	<p>事務局から回答させていただきます。公共交通の問題に関しては現在本庄市の方では公共交通政策協議会という会議体がございます、そちらの方でデマンド交通の在り方に関しても、今後考え直していくというところで動いているところでございます。先ほど申し上げた通り市内検討会議のなかに公共交通の担当者が入っておりますので、そこと整合性が取れるような形で地域福祉計画のなかに盛り込んでいければと考えておるところでございます。</p> <p>また買い物支援の関係に関しましては、事前に資料の方がご用意できなかった部分なんです、他自治体の事例ということで、長野県や埼玉県飯能市で行われている事例がございます。例えば、サロンの場に出張販売所を設けるとか、公民館に出張販売所を設けるとか、あるいは先ほども少し話にございましたけれども、住民の福祉組織が引き売りをこれは埼玉県飯能市の事例なんです、引き売りを行っているようなそういった自治体もございます。いろいろな方法が今あるのかなとは思いますが、いま宮里委員の方からお話しあった通り、訪問販売だけでは、逆に外に出なくなってしまうという負の側面もあるかなと思いますので、そちらについても検討させていただきたいと考えております。以上です。</p>
議長	<p>他にございますか？ はい、栗原委員さん。</p>
栗原委員	<p>やっぱり本庄市のアクセス、公共交通含めてあるいは介護サービスか、というのも含めて買い物支援なんです、可能かどうかは別なんです、いま若い人は部屋も、あるいは車もシェアリングするということで、非常に「シェア」をするという感覚が広がっています。シェアすることによって、費用が抑えら</p>

	<p>れるというようなことが一部のところでは行われてきておりますので、公共のデマンド交通にしる、前の循環式のバスにしる、やはりそういう点ではちょっと自由さがなく公共機関の設定になっているように思いますので、介護、福祉、買い物サービス等を含めた、車などもシェアリングすることも必要なのではないのでしょうか。例えば社協でそういう車を何台か用意してもらって、きちんと車に保険をかけてもらって「誰が運転してもいいよ」「ガソリン代ぐらいは受益者負担ですよ」というものがこれからそういうものを考えられないと、恒常的にいまのような循環方式がいいのかデマンド方式がいいのか。ちょっと痒い所に手が届かないような形になってしまう。どのくらいレンタルじゃないシェアカーがあればいいのかというのはやはりこういう計画のなかである程度、基礎データを詰めてやってもらう。それにはやっぱり財源が伴わないと企画倒れになってしまって、じゃあ、行政としたらそういう財源を担保できるんですか、という話にもこれからはなってくと思います。車のシェアリング方式っていうのは、運転はできるんだけど、車は持ってないから他人まで乗せられないよっていう人も市民のなかにはいるんじゃないか、ということをやっと公共的なアクセスの面では検討事項として入れてもらえたらいいのかと思ってます。</p>
議長	事務局の方、お願いします。
事務局 (井田主事)	はい、お答えいたします。本当におっしゃることごもっともだと思います。そこも一つの案として検討の一つにさせていただきたいと思います。
議長	他に質疑ありますか？ 堀口委員さん。
堀口委員	<p>先ほどの宮里委員さんのお話がとってもいいな、と思います。私、この地域や福祉へのアクセシビリティをどのように確保するかっていうのは、これは逆に市役所がコーディネーターになることが大切なのかなと考えます。</p> <p>一つの事例があります。皆野町にあったあるデパートが地域から撤退した、といった時、町がコーディネートして、毎月1回その民間のデパートまで買い物のためにバスをチャーターする、という取組に繋がりました。非常に成功している事例だと思います。お互いに利益があるんですね。そのデパートも収益があるし、おじいちゃんおばあちゃんたちもそのお店に行きたいわけです。この本庄という素晴らしい町は大きなお店がたくさんあるわけですから、もしかしたら市役所がその辺をコーディネートすれば、買い物不便地の人たちのところで定期便ができるんじゃないでしょうか。</p> <p>ぜひこれは事務局の方に検討していただければなと思っています。</p>
議長	はい、お答えいただきたいと思います。



事務局 (井田主事)	はい、ありがとうございます。そちらについても検討したいと思いますので、よろしく願いいたします。
議長	他にございますか？ それでは無いようでございますのでテーマ 4 につきましては質疑を終了して、次にテーマ 5 についての説明を求めます。
事務局 (関根係長)	では続きまして、テーマ 5 の説明をさせていただきます。先ほどの続きの部分ですね。3 ページの最初の部分をご覧いただきたいと思います。こちらにつきましては各調査結果等から導き出されたものではございません。論点を三つ掲げてございまして、論点 1。地域福祉計画の進捗状況を評価・点検し、本市の現状や国や他自治体の動向など必要に応じて柔軟に運用していくために、市民や関係機関、団体を交えた組織体制。論点 2。適切を、を適切に、に訂正お願いいたします。地域福祉事業を適切に推進し、住民主体の地域活動を支援していくために地域福祉活動財源の確保と活用に関する仕組みを構築する必要がある。論点 3。社会福祉法人の地域貢献活動や民間企業の力を活用し、地域福祉活動を活性化させていくための仕組みづくりが必要ではないか。以上、論点の三つを掲げましてテーマ 5 としましては本庄市の地域福祉の在り方を検討、検証するための体制をどのように構築するかを考えてございます。その下の想定される施策例としましては①仮称本庄市地域福祉推進委員会による計画の進行管理体制に関する施策。こちらは計画の進行管理の部分に取り組んでいく組織の組織化というふうでございます。また②寄付文化の情勢と社会貢献意識の喚起に関する施策等々の例を掲げさせていただいたところでございます。また他市の事例として福岡県大牟田市の例がございしますが、事前配布資料の方に 23 ページからございますので、ご覧いただければと思います。こちら社会福祉法人の地域貢献活動の協議会というふうな体制づくりでございまして、大牟田市の方で取り組んでいる内容でございます。ちなみに埼玉県におきましては県の社会福祉協議会が主体となりまして、こうした社会福祉法人による推進協議会を設置いたしまして、県内の社会福祉法人、それから社協等が生活困窮者の支援事業に取り組んでいるといった取り組みもなされているところではございますが、こちら大牟田市の例は地域で取り組んでいるという事例というふうなところでございます。内容の説明については割愛をさせていただければと思います。テーマ 5 につきましては以上とさせていただきます。
議長	テーマ 5 につきまして説明いただきましたが、皆さんよりご意見、質疑等ございますでしょうか？ 栗原委員さん。
栗原委員	だいぶ時間も押し迫ってますので簡潔に。 この地域福祉計画を進める上で、総合的相談窓口支援センターというものとこの最後の地域福祉の在り方を検討するための検証体制をどのように構築するか、ここが詰まらないとなかなかの事業をどうやっていくのかということも決まらないのではないかと思います。そういった観点で私の提出した資料が

	<p>この当日追加配布資料の5ページになりますけれども、ここではm総合相談支援センターというような書き方をしてるんですが、別にこれは相談センターということでなくても、この最後の検証機能的なものも含めて、相談センターイコール検証機関でもいいんじゃないのかなと思います。やっぱり相談窓口になった方々がどういう事案があるんだということをきちんと実体験していただいて、それを踏まえて計画のなかで実行された方が実行していく過程のなかでどうまく検証をできるか、つなげられるかというのを含めて私案というものを書いてみました。このなかにはやはりその上の行に書かれておる権限、財源、責任が一体化した組織が構築されないといまここに書いてある福祉計画というのはなかなか難しいと思います。というのは、ここに出てくるいろんな事例を見ましても、二律背反的な要素のものがたくさんあるわけですね。こういったものをどうやって誰が権限と財源と責任を持ってコーディネーターとしてやっていくんだろうということで、さっき堀口委員からもあったように市役所がコーディネーター的な機能を行う方がいいんじゃないのかと、私も思います。基本的には、やっぱり公的な裏付けがある機関でないと、いろんな施策を実行していくのは難しいと思います。自治会の難しさもありますが、これは民です。やっぱり民には権限ありませんので、お願いごとになってしまいます。やっぱり最後コーディネートをしていくというときにはある程度、権限、財源を持って責任を持てるような組織を具体的に設立、設置するという必要がまず私としてはそれを最優先事項として庁内検討委員会で検討してもらって、それを次の審議会にぜひ提出していただけたら。そのための試案になりますけれども、そこに書いたような方々について検討していただけたらなと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは事務局の方で答えをお願いいたします。</p>
事務局 (井田主事)	<p>回答させていただきます。栗原委員のご意見もとてもかと思っております。どのような形でこの進行管理を行っていくのかというところは非常に大切です。やはり行政庁内の体制とそれから第三者的な立場の方もぜひ、取り入れた形で進めていければなと考えていたところでございます。今回、例示の施策として挙げさせていただいたところでは、このいま皆さまがお集まりいただいているこの審議会を継続設置していく案です。この審議会は平成31年2月の計画策定時点で一応解散という形になってしまいますので、行政がコーディネートし、今後5年間計画内容について継続して審議をいただいく。そういった体制も一つ考えられるのではないかなと考えていたところではございます。また庁内検討会議の方でも検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。</p>

議長	<p>ありがとうございます。他に質疑ありますか？</p> <p>無いようですので、それでは3の2。第二期地域福祉計画における論点および課題の整理について、テーマ1から5まで終了させていただきます。先ほどこの3の2につきまして皆さんから議論いただきましたけれど、本日論議がありました通りでよろしいでしょうか？</p> <p>(一同賛同)</p> <p>それでは、その通りとさせていただきます。次にその他といたしまして、次第4の1の次回審議会日程について事務局よりお願いいたします。</p>
事務局 (茂木次長)	<p>それでは次回の審議会の日程についてですが、スケジュールの方は次回の審議会は7月の中旬頃を予定しております。内容といたしましては骨子案の審議ということになります。予定としている日程ですが、7月の第2週目9日の週で7月の9日月曜日がこちらの会議室が空いております。それと翌週17日の週でしたら全て空いてるんですが、事務局といたしましてはできれば早めに実施したいと思っておりますので、7月の9日の午後1時半今日と同じ時間から始めさせていただければと思います。もし皆さまのなかでも都合の悪い方がたくさんいらっしゃるようでしたら翌週どこか検討させていただきたいと思っておりますけれども、できれば7月9日ということをお願いしたいと思っております。</p>
議長	<p>それでは事務局の方から次回の審議会日程につきまして7月9日、また1時半この場所になろうかと思っております。皆さま、この日程につきましてご都合のいかがでしょうか？</p> <p>ご都合悪い方いらっしゃったら挙手お願いします。</p>
茂木委員	<p>ちょっとまずいね。</p>
種村委員	<p>定例会が入っています。</p>
議長	<p>事務局の方で違う日程をちょっと提示していただけますか？</p>
事務局 (井田主事)	<p>7月の第3週の17日18日19日20日この4日間であれば、大会議室の方一応押さえております。</p>
議長	<p>それでは次に提示がありました7月17、18、19、20この4日間のうちでまず一番近いところから17日皆さんの都合いかがでしょうか？ 都合の悪い方？</p> <p>18日はいかがでしょうか？ 飯塚さん両方駄目ですか。</p> <p>19日か20日は皆さんいかがでしょうか？</p> <p>それでは仕方がないかと思うので、どうでしょう？ 一番近い17日の開催にしましてよろしいでしょうか？</p> <p>(一同賛同)</p>

様 式

議長	<p>飯塚さんいいですか？</p> <p>もし出席できればぜひお願いします。それでは次回日程は7月17日ということでしょうか？</p> <p>(一同賛同)</p> <p>それでは次回日程7月17日火曜日1時半、この大会議室でよろしくをお願いします。事務局の方からこの件について何かあればお願いします。</p> <p>(特に無し)</p> <p>それではご意見もないようでございますので、これを持ちまして全ての議題を終了いたしましたので、議長の座を降ろさせていただきたいと思えます。長時間にわたりまして皆さまのご協力いただきまして、どうにか本日の会議終了することができました。ご協力ありがとうございました。</p>
事務局 (塩原課長)	<p>皆さま、長時間慎重審議ありがとうございました。本来であれば岡芹副委員長に閉会のごあいさつをいただくところですが、本日ご欠席ということでありますので、お許しをいただきまして、司会の方で閉会をさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。</p>

以上